

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

2023 年度
旅客フェリーにおける
バリアフリー設備の適正化に関する調査
報告書

2024 年 2 月

 公益財団法人
交通エコロジー・モビリティ財団

報告書の公表にあたり

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行され、公共交通機関の旅客施設、車両等の移動等円滑化を促進することが定められた。その後、施策の拡充を図るため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と交通バリアフリー法が一体化し、平成18年12月に新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が施行され、同法に基づき、公共交通事業者等が旅客施設や車両等を新たに整備・導入等する際に義務として遵守すべき基準である移動等円滑化基準（「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」）等が定められている。

また、旅客船におけるバリアフリーガイドラインは、平成12年に当財団が作成し、運輸省海上技術安全局安全基準課（当時）が監修した『旅客船バリアフリー～設計マニュアル』を平成19年に国土交通省海事局安全基準課（当時）が『旅客船バリアフリーガイドライン』として策定し、令和2年、令和3年に新たな事項等を追記する改訂を行っている。

しかし、現行の『旅客船バリアフリーガイドライン』では、バリアフリー化の進展に伴う記載内容が十分ではなくなったことに加え、誰もが平等に利用できるようにするため、障害当事者が計画・設計段階から参画し、評価することの重要性が高まっている。

そのため、本報告書では、近年に建造された旅客フェリーのバリアフリー化の実態調査を行うとともに旅客フェリーに乗船経験のある障害当事者との意見交換を実施し、現行の『旅客船バリアフリーガイドライン』における課題点並びに改訂の必要箇所について整理した。

なお、今回、実態調査に協力いただいた旅客フェリーは、施設・設備等のハード面だけではなく、スタッフによる接遇や情報提供などのソフト面も高い水準ではあったが、『旅客船バリアフリーガイドライン』に記載のない設備はバリアフリー化されていないことや、バリアフリー化された設備であっても実際の障害者の利用方法を確認すると利用しづらい点が明らかになった。今後、本書が旅客フェリーにおけるバリアフリー水準の向上に寄与できれば幸いである。

最後に、本報告書の作成にあたり、旅客フェリーの実態調査にご協力いただいた旅客船事業者各位には、ここで改めて深い謝意を申し上げる。

2024年2月

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

目次

1. 調査概要	1
2. 国内旅客フェリーの文献等調査	3
2.1 調査概要	3
2.2 収集結果の整理	4
3. 課題の把握	6
3.1 実態調査	6
3.2 障害当事者との意見交換会	19
4. ガイドライン改定の方針案の検討	25
4.1 ガイドライン改定の方針案の検討方法	25
4.2 把握した課題に対するガイドライン改定の方針案の検討	28
4.3 今後の課題	37

参考資料

- 参考1 国内旅客フェリー一覧
- 参考2 実態調査における課題整理結果
- 参考3 障害当事者との意見交換会の議事録
- 参考4 各課題に対するガイドライン改定の方針案の検討

1. 調査概要

1) 調査の背景

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下、「エコモ財団」という）は、旅客船のバリアフリー化を推進するため、旅客船や旅客船ターミナルにおける施設・設備への助成や、技術開発、普及促進のためのセミナー等を開催している。

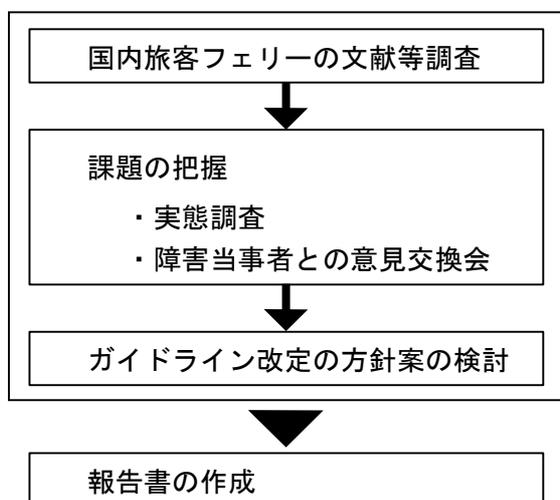
これらの取組を進める中で、障害当事者から旅客船のバリアフリー化は進んでいるとの評価する声がある一方、いまだに利用できない・利用しづらいことが多々指摘されている。

障害者等の旅客船の利用において、課題が発生する背景には、バリアフリー化の基準や考え方が整理された「旅客船バリアフリーガイドライン（令和3年）」（以下、「ガイドライン」という）の記載内容が十分ではないことに加え、ガイドラインはバリアフリー化する際の最低基準（ミニマムリクワイアメント）であるにも関わらず、基準を満たすことだけを優先し、障害者等の利用シーンを十分に想定せずに設計・施工されていることがあると考えられる。

そこで、このような課題認識のもと、近年、建造されたフェリー3隻を対象とした実態調査及び旅客フェリーへの乗船経験がある障害当事者との意見交換会を実施し、課題の実態把握と補助事業における要件の適正化を図るため、ガイドライン改定の方針性等について検討を行った。

2) 調査フロー

本調査は、以下のフローで実施した。



3) 検討体制

本調査は、以下の検討体制で実施した。

<事務局>

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

バリアフリー推進部 次長 澤田 大輔

バリアフリー推進部 調査役 高橋 徹

<調査委託先>

復建調査設計株式会社

総合計画部 交通まちづくり課 課長補佐 福嶋 浩人

総合計画部 交通まちづくり課 中野 友弘

総合計画部 交通まちづくり課 藤本 隆志

<助言・協力>

MHI 下関エンジニアリング株式会社

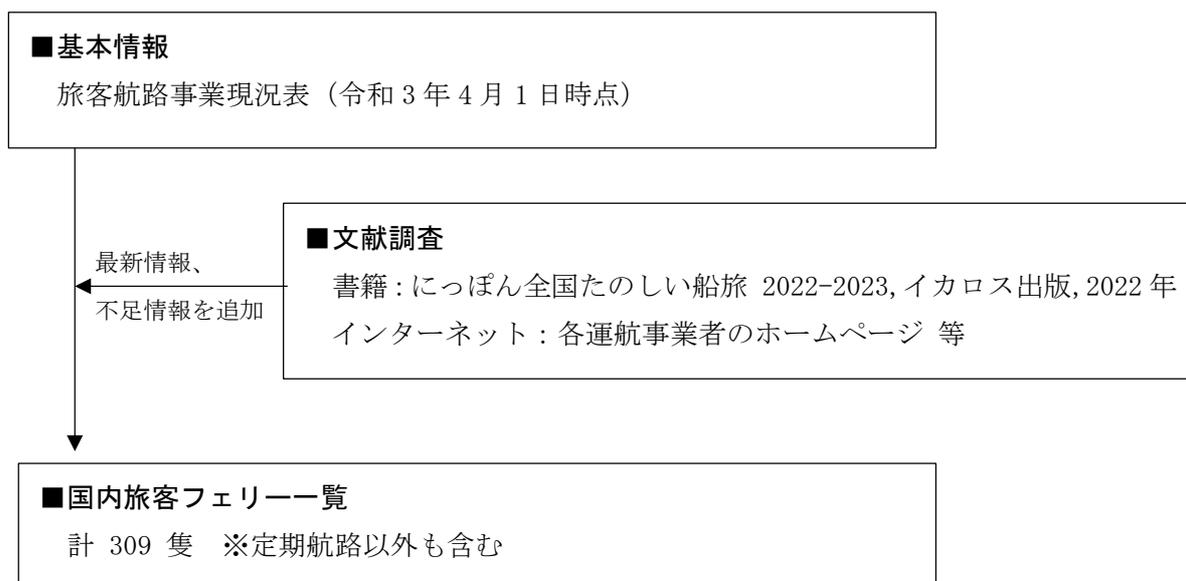
企画・営業室 主席部員 井上 慎一

企画・営業室 藤本 由衣

2. 国内旅客フェリーの文献等調査

2.1 調査概要

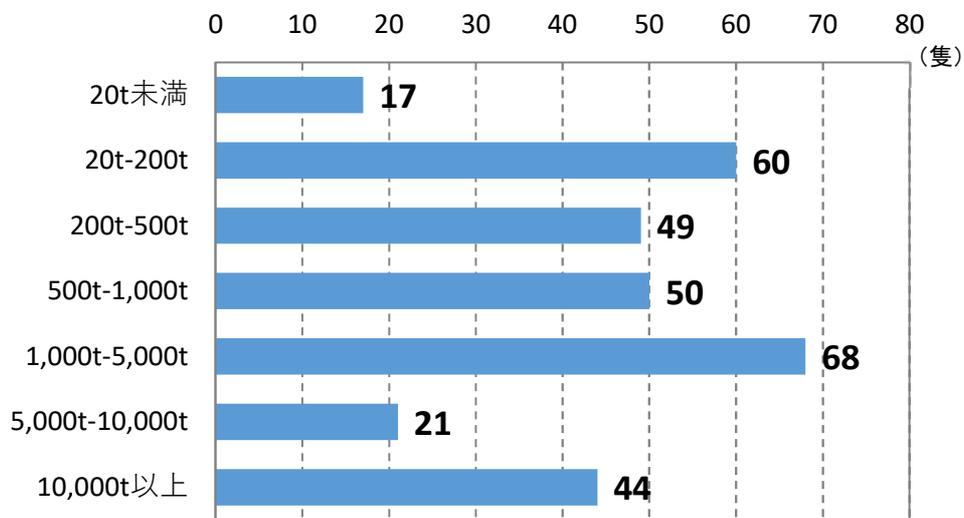
国内に就航している既存の旅客フェリーについて、運航会社、船名、航路、総トン数、旅客定員等の情報を、国土交通省で把握されている「旅客航路事業現況表（令和3年4月1日時点）」をベースに、書籍やインターネットで追加収集し、整理した。



2.2 収集結果の整理

1) 総トン数別

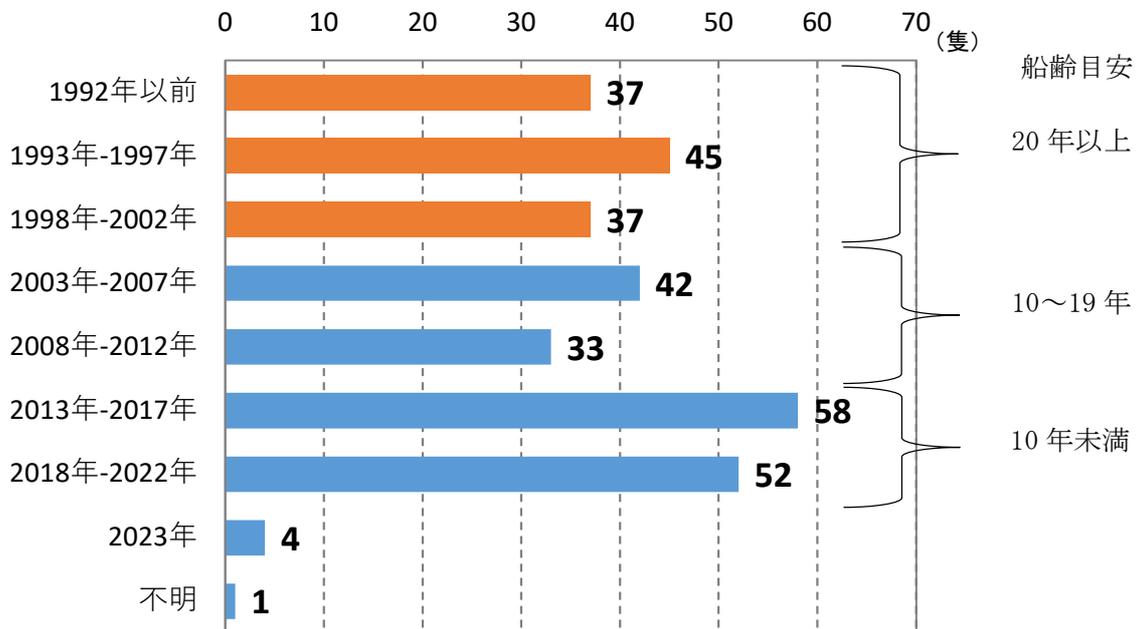
日本国内では、幅広い総トン数の旅客フェリーが就航している。



図表 2-1 総トン数別の船舶数

2) 進水（竣工）年別

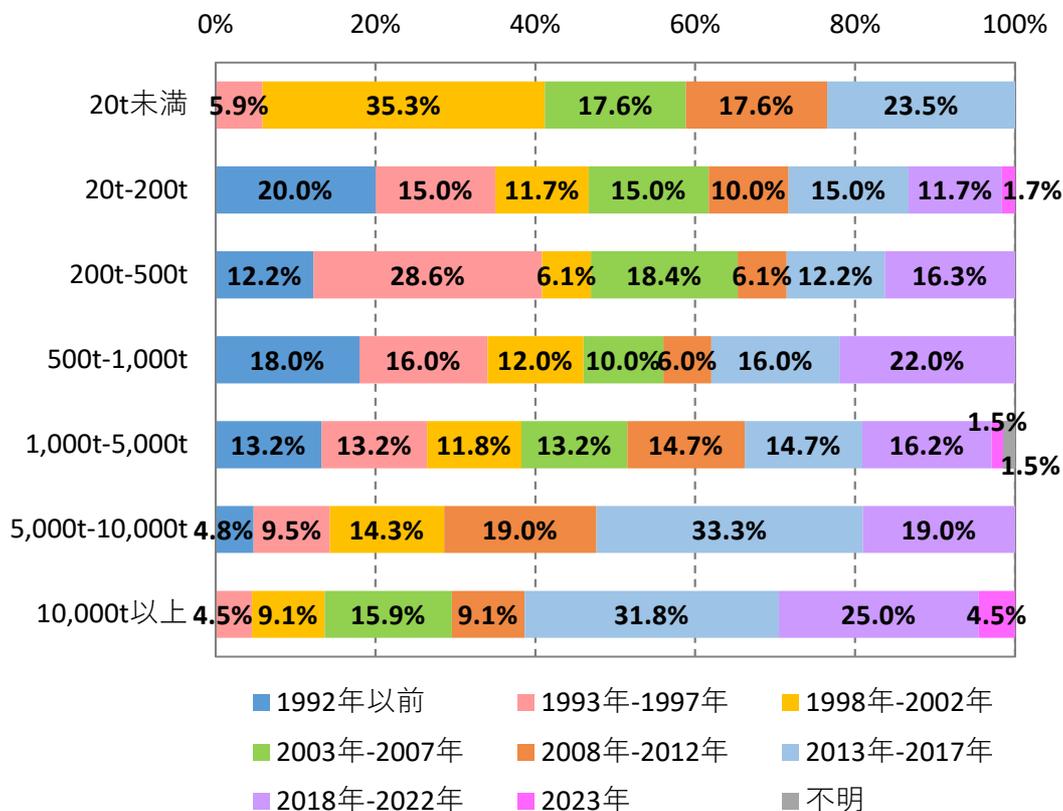
2002年以前（船齢20年以上）の旅客フェリーも多く就航している。



図表 2-2 進水（竣工）年別の船舶数

3) 総トン数別と進水（竣工）年別のクロス集計

総トン数が大きいほど近年に進水された比率が高く、反対に総トン数が小さいほど進水から長期間が経過した旅客フェリーが多い。



図表 2-3 総トン数別×進水（竣工）年別の船舶数

4) 国内旅客フェリー一覧

国内旅客フェリーの情報収集結果一覧を巻末の参考資料に掲載する。

3. 課題の把握

旅客フェリー内における課題の把握にあたり、実態調査及び障害当事者との意見交換会を実施した。

3.1 実態調査

3.1.1 実態調査の概要

「2. 国内旅客フェリーの文献等調査」で整理・分類した旅客フェリーのうち、以下2つの条件を満たす船舶の中から3隻を実態調査し、その運航会社である旅客船事業者にヒアリングを実施した。

条件1：総トン数が1,000～10,000t程度の船舶

条件2：5年以内に建造された船舶

なお、実態調査においては、船舶のバリアフリー化に詳しい専門家に同行・助言を求めた。

3.1.2 実態調査から把握できた課題

3隻での実態調査を通し、課題を把握した。調査した旅客フェリーの設備においては、現行のガイドラインに基づき、バリアフリー化を行っていたが、ガイドライン等に記載のない設備や、バリアフリー化された設備でも障害者等の使い方、使う理由等を十分に理解できていないため、利用できない、利用しづらい状況であることが確認できた。

そこで、把握できた課題の中から主要なものを船内の施設・設備ごとに整理し、その結果を以下に示す。

1) 船全体、設計者・乗務員（総論）での課題

- 船内の全ての施設・設備のうち、障害者等が利用できないものがある。
- 旅客フェリー内の全体を通し、基本的な設備の設計や運用方法に不備が見られ、設計者や乗務員等が障害者等への基本的な知識を十分に習得できていないことが伺える。
- 施設・設備内の備品等が、障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置となっておらず、施設・設備もしくは備品が利用しづらい状況である。
- 段差が散見され、車椅子使用者が通行しづらい箇所が多々見られる。

2) バリアフリー化された施設・設備での課題

(1) バリアフリースイートイレ

図表 3-1 バリアフリースイートイレでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内にバリアフリースイートイレが 1 箇所しかなく、利用にあたりフロア間の移動や順番待ちが発生する可能性がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口から便器までの動線上に障害物があり、車椅子使用者が円滑に移動できない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 鍵のサムターンが小さく、手指が不自由な利用者にとって操作が困難である。 ➤ トイレを使用中である旨の表示が見えにくく、わかりづらい。 	

(2) 通路の手すり

図表 3-2 通路の手すりでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none">➤ 連続性のある手すりが設置されておらず、手すりを辿りながら移動ができない。➤ 旅客フェリーの設計者等が、手すりの本来の機能を十分に理解できていない。	 <p>The photograph shows a yellow-painted deck area with a white handrail. A safety net is visible on the left. The text 'エレベーター' (Elevator) is written on the yellow floor. The handrail is discontinuous, with a gap where it should be continuous, illustrating the problem described in the text.</p>
<ul style="list-style-type: none">➤ 手すりの動線上に障害物があり、利用できない。	

(3) 遊歩甲板

図表 3-3 遊歩甲板での課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段の傾斜が急であり、障害者等が利用できない。 	

(4) 車椅子スペース

図表 3-4 車椅子スペースでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車椅子スペースが廊下等の空きスペースに設置されており、船内のパブリックスペースを円滑に利用できるような配置となっていない。 ➤ 車椅子スペースの設置意義を十分に理解されていない懸念がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車椅子スペースが船内の各所ではなく、スペースのある場所にまとめて配置されている。 	

(5) スロープ

図表 3-5 スロープでの課題

課題	該当箇所
<p>➤ スロープに手すりが設置されておらず、通行時の安全性が確保されていない。</p>	
<p>➤ スロープのカーブに合わせて無理のない走行軌跡が確保できておらず、車椅子使用者がスロープを円滑に通行できない。</p>	
<p>➤ スロープからの上がり框部分に隙間があり、車椅子のキャスターや白杖等の先端が落ち込む懸念がある。</p>	

(6) バリアフリー客席<寝台>

図表 3-6 バリアフリー客席<寝台>での課題

課題	該当箇所
<p>➤ 室内にローテーブル等の什器が固定して設置されており、車椅子使用者の動きが制限される。</p>	
<p>➤ 室内の備品が、車椅子使用者の手の届かない高さに設置されている。</p>	
<p>➤ 引き戸の鍵が小さく、手指が不自由な利用者にとって操作が困難である。</p>	

(7) バリアフリー浴室

図表 3-7 バリアフリー浴室での課題

課題	該当箇所
<p>➤ バリアフリー浴室が共用部に設置されておらず、特定の客室にのみ設置されている。該当の客室が利用されている場合、他の利用者が利用できない。</p>	
<p>➤ 浴槽手前側に手すりがなく、車椅子使用者が浴槽を利用しづらい。</p> <p>➤ 浴槽を使わず、シャワーのみ利用する人にとって、シャンプー、リンス等の備品に手が届きづらい。</p>	
<p>➤ 脱衣スペースに長椅子や手すりがなく、車椅子使用者が着脱衣しづらい。</p>	

(8) 緊急通報ボタン

図表 3-8 緊急通報ボタンでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none">➤ 緊急通報ボタンが押しボタン式のもののみ設置されており、ボタンを押せない人には利用できない。➤ 緊急通報ボタンは、高い位置に設置されていることが多く、転倒時に使用できない。	

2) バリアフリー化されていない施設・設備での課題

(1) 一般客席の入口扉

図表 3-9 一般客席の入口扉での課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口の幅が80cm未満であり狭く、車椅子使用者が入りできない。 ➤ 扉が重く、障害者等が容易に開閉ができない。 	

(2) 一般客席

図表 3-10 一般客席での課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内に手すりが設置されておらず、障害者等が利用しづらい。 	

(3) 授乳室

図表 3-11 授乳室での課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口の幅が80cm未満であり狭く、車椅子使用者が入りできない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口に段差があり、車椅子使用者が入りづらい。 ➤ 出入口が内開きの防火扉であり、室内空間も狭いため、車椅子使用者の室内動作がしづらい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 常設の椅子が設置されており、車椅子使用者は車椅子から移乗をしない限り、常設されているスペースを利用できない。 ➤ おむつ交換台の下に車椅子使用者の脚を入れるスペースがなく、利用しづらい。 	

(4) 大浴場・シャワールーム

図表 3-12 大浴場・シャワールームでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口の幅が80cm未満であり狭く、車椅子使用者が入りできない。 ➤ 出入口に段差があり、車椅子使用者が入りづらい。 	 <p>The first photograph shows a narrow doorway with a sign that reads '待合 03:00 03:00 03:00 (男性用) MEN'S GRAND BATH'. The second photograph shows a step at the entrance of a shower room.</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 脱衣室や浴室に手すりがなく、肢体不自由者等が利用づらい。 	 <p>The first photograph shows a locker room with rows of lockers. The second photograph shows a shower stall with a bench and a showerhead, but no handrails are visible.</p>

(5) 喫煙室

図表 3-13 喫煙室での課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none">➤ 出入口の幅が80cm未満であり狭く、車椅子使用者が入りできない。➤ 扉が重く、障害者等が容易に開閉ができない。➤ 出入口に段差があり、車椅子使用者が入りづらい。➤ 灰皿スタンドが室内の中央にあり、車椅子の転回スペースがない。	

(6) 自動販売機コーナー

図表 3-14 自動販売機コーナーでの課題

課題	該当箇所
<ul style="list-style-type: none">➤ 最上部の商品ボタンが160cm程度であり、車椅子使用者の手が届かない。➤ 釣銭の取り出し口が低い位置にあり、車椅子使用者の手が届きづらい可能性がある。	
<ul style="list-style-type: none">➤ 電子レンジの下に車椅子使用者の脚を入れるスペースがなく、利用しづらい。	

3.2 障害当事者との意見交換会

旅客フェリーを利用したことがある障害当事者との意見交換会を実施し、旅客フェリー利用時に体感した課題と課題発生を避けるためにガイドラインへ反映すべき内容について、意見を伺った。

なお、参加者は外出する際には電動車椅子（電動車椅子2名、簡易電動車椅子1名）を使用している方々である。

3.2.1 意見交換会の実施概要

意見交換会の実施日時、開催方法、参加者は下表のとおり。

図表 3-15 意見交換会の実施概要

実施日時	開催方法	参加者（順不同）
2023年12月26日(火) 10:00～12:00	WEB	六條 友聡氏（社会福祉法人ぼぼんがぼん） 堀 篤子氏（特定非営利活動法人ちゅうぶ） 足立 誠氏（特定非営利活動法人自立生活センター・いこらー） 澤田・高橋（エコモ財団） 福嶋・中野・藤本（復建調査設計）



図表 3-16 意見交換会の様子

3.2.2 意見いただいた課題及びガイドラインに反映すべき内容

意見交換会で障害当事者から意見のあった課題及びガイドラインに反映すべき内容の中から、主要なものを抜粋し取り上げる。

1) 船全体、設計者・乗務員（総論）

図表 3-17 船全体、設計者・乗務員（総論）における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内の全ての施設・設備のうち、障害者等が利用できないものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 旅客フェリー内の施設・設備をバリアフリー化し、障害者等でもすべての施設を利用できるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設・設備内の備品等が、障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置となっておらず、施設・設備もしくは備品が利用しづらい状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設・設備単体の設計だけでなく、障害者等が実際に利用するシーンを思い描きながら備品等を配置する。 ➤ 造船してしまうと、設計や配置を変更できない点が出てくる。そのため、造船時の設計段階から障害当事者の協力を得て、設計・配置を検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内で段差が散見され、車椅子使用者が通行しづらい箇所が多々見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 段差をなるべく小さくする旨を記載する場合、基準に段差は何 cm 以内に抑える旨を明確に示す。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内のパブリックスペースにおいて、車椅子使用者が利用できるスペースがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内のパブリックスペースにおいて、例えば取り外し可能な椅子を設置する等の工夫を施すことで、車椅子使用者も利用できるスペースを確保する。

2) バリアフリー化された施設・設備での課題

(1) バリアフリースイール

図表 3-18 バリアフリースイールにおける課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内にバリアフリースイールが1箇所しかなく、利用にあたりフロア間の移動や順番待ちの発生可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内の各フロアにバリアフリースイールを設置する。(特に大型船)
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口付近に障害物があり、車椅子利用者にとって扉が開けづらい。 	/
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 便器に背もたれがないことで後ろに仰け反り、備品を壊してしまうことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 便器に背もたれを設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 機能分散ができておらず、様々な用途でバリアフリースイールが利用される。そのため利用者が多くなり、空室の時間が短くなりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリースイールは、長時間の利用を避けるために機能分散もしくは複数箇所に設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 便器の片側にのみ手すりが設置されており、手すりが利き手と逆側にある場合、利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 右利き左利きの双方に対応できるように手すりを設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 介護シート(ユニバーサルベッド)が設置されておらず、大人のおむつ替えができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリースイール内に介護シート(ユニバーサルベッド)を設置する。

※斜め線：意見なし

(2) 通路の手すり

図表 3-19 通路の手すりにおける課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連続性のある手すりが設置されておらず、手すりを辿りながら移動ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手すりのつなぎ目を連続したものに改善する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 通路の片側にのみ手すりが設置されており、手すりが利き手と逆側にある場合、利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 右利き左利きの双方に対応できるように、通路の両側に手すりを設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手すりの形状が統一されておらず、握り方や力の入れ方が場所ごとによって変わり利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手すりの形状を統一する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手すりに現在位置を示す点字が設置されておらず、視覚障害者は船内の移動の際に自身の居場所が分からなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 手すりに行先だけでなく、現在位置を示す点字も設置する。

(3) 車椅子スペース

図表 3-20 車椅子スペースにおける課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内に、車椅子使用者が集える広いスペースが確保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車椅子使用者以外の利用者は談話室のような狭いスペースでも集まりやすいが、車椅子使用者にとっては狭く集まりづらいため、広いスペースを確保する工夫を施す。

(4) スロープ

図表 3-21 スロープにおける課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ スロープの勾配が急で通過しづらい。 	

(5) 食堂

図表 3-22 食堂における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食券機のボタンやビアサーバーの位置が高く、車椅子使用者の手が届かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食券機のバリアフリー対応を行う。

(6) バリアフリー客席<寝台>

図表 3-23 バリアフリー客席<寝台>における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内に設置されている丸テーブルが重く動かせないため、車椅子での移動の際に障害物になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内に設置するものに関して、車椅子利用者にとって移動の障害物とならないように折り畳み式や軽いものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 折り畳めないソファが設置されており、車椅子利用者にとってソファは必要ではないため、室内が狭くなる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 車椅子使用者では利用できない一部の空間（バルコニー等）が室内にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ バルコニー等、室内の全ての空間が利用できるようにする。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 緊急事態であることを示すためのフラッシュランプがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非常時にフラッシュランプ等で聴覚障害者に船内の異常を知らせる工夫を施す。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ベッド付近に手すりが設置されておらず、車椅子使用者がベッドに移乗しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ベッド付近に車椅子使用車がベッドへ移乗するための手すりを設置する。

(7) バリアフリー浴室

図表 3-24 バリアフリー浴室における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 旅客フェリーの定員に見合った数のバリアフリー浴室が設置されておらず、利用にあたり順番待ちの発生可能性がある。 	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 浴室の出入口に段差があり、車椅子使用者が出入りしづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 段差をやむを得ず設ける場合、必ずスロープを設置する。
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 脱衣スペースに長椅子が設置されていたが、サイズが小さく身体を支えるスペースが狭いため、車椅子使用者は着脱衣しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車椅子に座ったまま着替えるのは難しいため、脱衣室内には着替えるための長椅子と手すりをセットで設置する。

(8) 緊急通報ボタン

図表 3-25 緊急通報ボタンにおける課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急通報ボタンは、高い位置に設置されていることが多く、転倒時に使用できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急通報ボタンを使用するのは転倒時等であるため、低めの場所にも設置する。

(9) 緊急時支援設備等

図表 3-26 緊急時支援設備等における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救命胴衣が車椅子使用者にとって着脱衣しづらい形状である。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救命胴衣を車椅子使用者に配慮した形状とする。

3) バリアフリー化されていない施設・設備での課題

(1) 一般客席の入口扉

図表 3-27 一般客席の入口扉における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口が狭く、車椅子が引っ掛かりドアが閉まらない。 	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入口扉が重く、車椅子使用者は後ろ向きでなければ入室できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 入口扉は車椅子使用者でも開閉が容易な引き戸とする。

(2) 一般客席

図表 3-28 一般客席における課題及びガイドラインに反映すべき内容

課題	ガイドラインに反映すべき内容
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ファミリールーム等、車椅子使用者でも利用したい部屋が何も工夫されておらず、車椅子使用者が利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ファミリールーム等に少しでも工夫を施すと、車椅子使用者等も宿泊できる部屋になる。そのため、入口扉の幅や転回スペースの確保、手すりの設置等のバリアフリー化を行う。

4. ガイドライン改定の方針案の検討

4.1 ガイドライン改定の方針案の検討方法

設計時に参照されるガイドラインにおいて、今回の実態調査及び意見交換会で把握した課題が発生しないよう、改定に向けた方針案の検討を行った。

なお、現行のガイドラインでの記載状況により、改定時に求められる対応が異なると考え、課題を分類したうえで、改定の方針案を検討することとした。

1) 語句の説明

現行のガイドラインでの記載状況等を説明するため、下図のとおり、「整備項目の通し番号」、「整備項目」、「ガイドラインの記載内容」、「法的拘束力の有無」の語句を用いる。



ガイドラインの記載内容

- 法的拘束力のある記載内容
 - ◆ 基準
- 法的拘束力のない記載内容
 - ◆ 基本的な考え方
 - ◆ 基準・推奨の仕様
 - 基準等の解説・配慮事項

図表 4-1 語句の説明 (ガイドラインでの標準的な記載内容と照合)

2) 課題の分類に応じたガイドラインへの反映の方向性検討

ガイドラインでの記載状況等を踏まえ課題を分類し、分類に応じたガイドラインへの反映の方向性を検討した。

図表 4-2 課題の分類に応じたガイドラインへの反映の方向性の検討結果

課題の発生箇所	課題の分類					ガイドラインへの反映の方向性の検討		
	ガイドライン内に整備項目としてあるか	類似する整備項目がガイドライン内にあるか	課題に関する記載がガイドラインにあるか	記載内容が十分か	記載内容に法的拘束力があるか	課題発生の背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
施設・設備の箇所ごと	あり	あり	記載あり	記載内容が十分	あり	課題は発生していない	-	-
				記載内容が十分	なし	記載内容に法的拘束力がない（推奨レベル）為、遵守せず発生	記載内容に法的拘束力を持たせる（基準に格上げ、新たに整備項目を設け、基準に記載）	1
				記載内容が不十分		記載内容が不十分であり、記載の意図が伝わらない為、発生	記載内容の変更、追記、新たに整備項目を設け、記載	2
	なし	なし	記載なし			ガイドラインに課題に関する記載がない為、発生	推奨の仕様、基準等の解説・配慮事項に記載	3
				あり		ガイドラインに整備項目として取り上げられていない為、発生	新たに整備項目を設け、類似する整備項目を参照する旨を記載	4
				なし		同上	新たに整備項目を設ける	5
船全体、設計者・乗務員（総論）					ガイドラインに記載がない為、発生	新たに記載を加える	6	

4.2 把握した課題に対するガイドライン改定の方針案の検討

「3.1 実態調査」及び「3.2 障害当事者との意見交換会」で把握された課題について、課題の発生を避けるためのガイドライン改定の方針案を検討し、前ページでの分類（番号）ごとに整理した。整理結果の中から主要なものを抜粋し、以下に示す。

なお、全容は巻末の参考資料「各課題に対するガイドライン改定の方針案の検討」に掲載する。

1) 反映の方向性（番号1）

図表 4-3 反映の方向性（番号1）

課題発生の背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
記載内容に法的拘束力がない（推奨レベル）ため、遵守せず発生	記載内容に法的拘束力を持たせる（基準に格上げ、新たに整備項目を設け、基準に記載）	1

図表 4-4 検討結果（番号1）

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
➤ バリアフリートイレ	➤ 便器に背もたれがないことで後ろに仰け反り、備品を壊してしまうことがある。	➤ ガイドラインの記載内容「利便性の観点から便座には便蓋を設けず背もたれを設け、便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮することも必要です。」を基準に格上げする。
➤ 通路の手すり	➤ 連続性のある手すりが設置されておらず、手すりを辿りながら移動ができない。	➤ ガイドラインの記載内容「高齢者や車椅子使用者以外の肢体不自由者利用を勘案して、連続して設置する。」を基準に格上げする。
	➤ 通路の片側にのみ手すりが設置されており、手すりが利き手と逆側にある場合、利用しづらい。	➤ ガイドラインの記載内容「構造上支障がない範囲で両側に連続して取り付ける」を基準に格上げする。
➤ スロープ	➤ スロープの勾配が急で通過しづらい。	➤ ガイドラインの記載内容「スロープ板の勾配は 1/12 以下とする。」を基準に格上げする。
➤ バリアフリー客席<寝台>	➤ 緊急事態であることを示すためのフラッシュランプがない。	➤ ガイドラインの記載内容「視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望まれます。」を基準に格上げする。

2) 反映の方向性 (番号 2)

図表 4-5 反映の方向性 (番号 2)

課題発生背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
記載内容が不十分であり、記載の意図が伝わらないため、発生	記載内容の変更、追記、新たに整備項目を設け、記載	2

図表 4-6 検討結果 (番号 2)

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
➤ バリアフリートイレ	➤ 出入口付近に障害物があり、車椅子利用者にとって扉が開けづらい。	➤ 推奨の仕様に、出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保するために、他の設備を設置しない旨を追記する。
	➤ 鍵のサムターンが小さく、手指が不自由な利用者にとって操作が困難である。 ➤ トイレを使用中である旨の表示が見えにくく、わかりづらい。	➤ 推奨の仕様に、手指で鍵を操作できない人は、手の甲や肘などにより操作するため、鍵は大型のレバーハンドル錠とする旨を追記する。 ※出典：建築設計標準（令和2年度改正版） ➤ 推奨の仕様に、以下の①、②を追記する。 ①使用中である旨の表示は容易に判別できるものとし、鍵を閉めた際に自動的に切り替わるものとする。 ②容易に判別できるものとしては、大きな表示、色ではなく文字による表示、ランプ等が挙げられる。
➤ 通路の手すり	➤ 手すりの動線上に障害物があり、利用できない状態である。	➤ 推奨の仕様に、手すりの動線上に障害物がある場合、手すりを辿りながら移動できなくなるため、障害物を設置しない旨を追記する。
➤ 車椅子スペース	➤ 車椅子スペースが船内の各所になく、1箇所に集中的に配置されている。	➤ 推奨の仕様に、車椅子スペースは利用が想定される船内の各所に可能な限り設置する旨を追記する。

<p>➤ スロープ</p>	<p>➤ スロープのカーブに合わせた無理のない走行軌跡が実現できておらず、車椅子使用者がスロープを円滑に通行できない。</p>	<p>➤ 新たに、「スロープ」の整備項目を設け、推奨の仕様に、以下の①、②、③を記載する。</p> <p>①前提として、スロープの設置が必要となる段差を設計時に設けない。</p> <p>②スロープの設置が避けられない場合は、通行時に方向転換が必要となるスロープを設置しない。</p> <p>③方向転換が必要となるスロープを設置する場合、方向転換時の転回スペースを確保する旨を記載する。なお、転回スペースは、90度回転を強いる場合、JIS規格に適合したハンドル形電動車椅子での方向転換も可能となる1.2m×1.2mのスペースを確保する。</p> <p>※出典：経済産業省 ハンドル型電動車いす関係資料</p>
<p>➤ バリアフリー客席<寝台></p>	<p>➤ 室内にローテーブル等の什器が固定して設置されており、車椅子使用者の動きが制限される。</p>	<p>➤ 基準の仕様に、備品を設置する場合、車椅子使用者の動きが制限されないように配置し、固定器具の設置は避ける旨を追記する。</p>
	<p>➤ 室内の備品が車椅子使用者の手の届かない高さに設置されている。</p>	<p>➤ 推奨の仕様に、すべての備品は車椅子使用者の利用に配慮し、100～120cm以下に設置する旨を追記する。</p> <p>※出典：建築設計標準（令和2年度改正版）</p>

3) 反映の方向性 (番号 3)

図表 4-7 反映の方向性 (番号 3)

課題発生背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
ガイドラインに課題に関する記載がないため、発生	推奨の仕様、基準等の解説・配慮事項に記載	3

図表 4-8 検討結果 (番号 3)

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリースイートイレ 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 船内にバリアフリースイートイレが1箇所しかなく、利用にあたりフロア間の移動や順番待ちの発生の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 推奨の仕様に、船内のバリアフリースイートイレの設置が1箇所の場合、集中的に利用されるため、利用にあたり順番待ちの発生の可能性がある。そのため、客室のある各フロアにバリアフリースイートイレを設置する旨を記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 遊歩甲板 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 階段の傾斜が急であり、障害者等が利用できない空間がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 推奨の仕様に、高齢者や障害者等が利用できない空間がないような構造とする旨を記載する。 ➤ 推奨の仕様に、具体例として、遊歩甲板内に昇降用設備を設置する場合、障害者等も利用できる設備も設置し、すべての利用者が平等に遊歩甲板内を利用できるものとする旨を記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食堂 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 食券機のボタンやビアサーバーの位置が高く、車椅子使用者の手が届かない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 推奨の仕様に、車椅子使用者でも利用できる備品を設置する旨を記載する。 ➤ 推奨の仕様に、車椅子使用者は食券機の上部のボタンに手が届きづらいため、食券機のバリアフリー対応を実施する旨を記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ バリアフリー客席<寝台> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 折り畳めないソファが設置されており、車椅子使用者にとってソファは必要ではないため、室内が狭くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 推奨の仕様に、船内に設置するものに関して、車椅子使用者にとって移動の障害物とならないように折り畳み式や軽いものとする旨を記載する。

<p>➤ 緊急時支援設備等</p>	<p>➤ 救命胴衣が車椅子使用者にとって着脱しづらい形状である。</p>	<p>➤ 推奨の仕様に、救命胴衣を追加し、車椅子使用者でも着脱しやすいように配慮した形状とする旨を記載する。</p>
-------------------	--------------------------------------	--

4) 反映の方向性（番号 4）

図表 4-9 反映の方向性（番号 4）

課題発生背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
ガイドラインに整備項目として取り上げられていないため、発生	新たに整備項目を設け、類似する整備項目を参照する旨を記載	4

図表 4-10 検討結果（番号 4）

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
➤ 一般客席の入口扉	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 出入口の幅が 80cm 未満であり狭く、車椅子使用者が出入りできない。 ➤ 扉が重く、障害者等が容易に開け閉めができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たに、「一般客席の入口扉」の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う。 ➤ 推奨の仕様に、「戸」の整備項目を参照する旨を記載する。
➤ 一般客席	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 室内に手すりが設置されておらず、障害者等が利用しづらい。 ➤ ファミリールーム等、車椅子使用者でも利用したい部屋が何も工夫されておらず、車椅子使用者が利用しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たに、「一般客席」の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う。 ➤ 推奨の仕様に、「バリアフリー客席」の整備項目を参照する旨を記載する。 ➤ 基本的な考え方に、すべての寝台の客室でバリアフリー化を進めるべきであり、特に入口扉、車椅子の転回スペース、手すりが確保されるだけで、利用可能な人が広がる旨を記載する。

5) 反映の方向性（番号 5）

図表 4-11 反映の方向性（番号 5）

課題発生背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
ガイドラインに整備項目として取り上げられていないため、発生	新たに整備項目を設ける	5

図表 4-12 検討結果（番号 5）

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
➤ バリアフリー浴室	➤ 旅客フェリーの定員に見合った数のバリアフリー浴室が設置されておらず、利用にあたり順番待ちの発生の可能性がある。	➤ 新たに、「大浴場・シャワールーム」の整備項目を設け、推奨の仕様に、バリアフリー対応の例として、段差の解消や手すりの設置、シャワールームの1つを広めに設計、ロールインシャワーを設置する等が考えられる旨を記載する。
➤ 緊急通報ボタン	➤ 緊急通報ボタンが押しボタン式のもののみ設置されており、ボタンを押せない人には利用しづらい。	➤ 新たに、「緊急通報ボタン」の整備項目を設け、推奨の仕様に、押しボタン式のもののみでなく、ループや紐を付けたものを設置する旨を記載する。
➤ 授乳室	➤ 出入口の幅が 80cm 未満であり狭く、車椅子使用者が出入りできない。 ➤ 出入口が内開きの防火扉であり、室内空間も狭いため、車椅子使用者の室内動作がしづらい。	➤ 新たに、「授乳室」の整備項目を設け、推奨の仕様に、「戸」の整備項目を参照する旨を記載する。
➤ 大浴場・シャワールーム	➤ 脱衣室や浴室内に手すりがなく、肢体不自由者等が利用しづらい。	➤ 新たに、「大浴場・シャワールーム」の整備項目を設け、推奨の仕様に、浴室内、脱衣室内、シャワールーム内の移動を円滑に行えるように手すりを設置する旨を記載する。
➤ 喫煙室	➤ 灰皿スタンドが室内の中央にあり、車椅子の転回スペースがない。	➤ 新たに、「喫煙室」の整備項目を設け、推奨の仕様に、室内は車椅子で転回できるスペースを確保し、灰皿スタンド等が障害物とならないように配慮する旨を記載する。

<p>➤ 自動販売機コーナー</p>	<p>➤ 最上部の商品ボタンが 160cm 程度であり、車椅子使用者の手が届かない。</p> <p>➤ 釣銭の取り出し口が低い位置にあり、車椅子使用者の手が届きづらい。</p>	<p>➤ 新たに、「自動販売機コーナー」の整備項目を設け、推奨の仕様に、バリアフリー対応された自販機を設置することが望ましい旨を記載する。</p>
--------------------	--	---

6) 反映の方向性 (番号 6)

図表 4-13 反映の方向性 (番号 6)

課題発生背景	ガイドラインへの反映の方向性	番号
ガイドラインに記載がないため、発生	新たに記載を設ける	6

図表 4-14 検討結果 (番号 6)

課題の発生箇所	課題	ガイドライン改定の方針案
船全体、設計者・乗務員 (総論)	船内の全ての施設・設備のうち、障害者等が利用できないものがある。	旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方に、すべての施設・設備についてもバリアフリー化し、障害者等でも利用できるようにする旨を記載する。
	旅客フェリー内の全体を通し、基本的な設備の設計や運用方法に不備が見られ、旅客フェリーの設計者や乗務員等が障害者等への基本的な知識を十分に習得できていないことが伺える。	旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方に、旅客フェリーの設計者や乗務員は、研修や利用者からの要望をくみ取る等を通し、障害者等への基本的な知識を身につけるようにする旨を記載する。
	施設・設備内の備品等が、障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置となっておらず、施設・設備もしくは備品が利用しづらい状況である。	旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方に以下の①、②を記載する。 ①施設・設備内に備品を配置する場合、障害者等が実際に利用するシーンを想定して配置する旨を記載する。 ②造船してしまうと、設計や配置を変更できない点が出てくる。そのため、造船時の設計段階から障害当事者の協力を得て、設計や配置を検討する旨を記載する。
	船内で段差が散見され、車椅子使用者が通行しづらい箇所が多々見られる。	バリアフリー経路の基本的考え方に、「段差の解消」とは、2cm程度の段差もない平らな状態を意味する旨を記載する。

4.3 今後の課題

本調査で得られた知見を踏まえ、今後の課題を以下のとおり整理した。

1) ガイドライン改定に向けて

- ・ 現行のガイドラインでは、障害者が旅客フェリーで過ごすための最低限必要と考えられる施設（整備項目）しか対象となっていない。
- ・ 今回の調査を通し、ガイドラインに記載されていない施設・設備は、バリアフリーに関する配慮がほぼされていない実態とともに、設計時に少しでも配慮されていれば、利用可能性が拡大する点が多々あることが確認された。
- ・ 上記を踏まえ、ガイドライン改定では、基準としての法的拘束力を付与するかには関わらず、現在対象となっていない施設・設備も取り上げて、バリアフリーの在り方を掲載する必要があると考えられる。
- ・ また、改定作業においては、今回の調査結果に加え、旅客フェリーの事例が少ないこともあり、先行的な他施設のガイドライン等から得られる知見を最大限活用することが望ましい。

<参考とすべき資料の例>

- ・ 建築設計標準（令和2年度改正版）
- ・ ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成30年度）
- ・ 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編、車両等編、役務編（令和4年3月）

2) 設計者及び旅客船事業者等の基本的知識の習得

- ・ 課題の生じる背景には、旅客フェリーの設計者及び旅客船事業者等が、障害者等への基本的な知識（移動の際に生じる困りごと、必要となる基本的設備や人的対応等）が十分に習得できていないことがある。
- ・ 設計者及び旅客船事業者等の基本的な知識習得に向けて、今回の調査のような整備後の検証を障害当事者とともに実施する機会や、設計段階での障害当事者との意見交換を実施する等の機会創出が望まれる。

3) 設備等における技術開発の必要性

- ・ 一般客席や喫煙所、授乳室等の扉は、法令に従い防火扉を採用しているが、重い、幅が狭い、段差がある、開き戸である等の多くのバリアフリー化にかかる問題が共通して発生している。
- ・ 誰もが利用しやすい施設としていくためには、防火規格を維持したまま、バリアフリー化した入口扉の開発が求められる。
- ・ また、救命胴衣についても車椅子乗車のまま着用しづらい等の意見もあり、各設備がより利用しやすくなるよう、技術開発が必要である。

謝 辞

この度の調査にあたっては、旅客船事業者並びに下記の障害当事者の皆様に調査のご協力をいただきました。ここに、衷心より深く感謝を申し上げます。

- ・ 足立 誠 様（特定非営利活動法人自立生活センター・いこらー）
- ・ 堀 篤子 様（特定非営利活動法人ちゅうぶ）
- ・ 六條 友聡 様（社会福祉法人ぽぽんがぼん）

以上、順不同

参考資料

下記資料を参考資料として次頁以降に整理する。

- ・参考1 国内旅客フェリー一覧
- ・参考2 実態調査における課題整理結果
- ・参考3 障害当事者との意見交換会の議事録
- ・参考4 各課題に対するガイドライン改定の方針案の検討

参考 1 国内旅客フェリー一覽

図表 参考 1-1 旅客フェリー調査結果一覽 (1/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車 台数		
									種別	台数			
さんふらわあむらさき	大阪～別府	フェリーさんふらわあ	17,114.00	716	—	—	22.50	(R5.4)	トラック (13m)	137			
さんふらわあくれない	大阪～別府	フェリーさんふらわあ	17,114.00	716	—	—	22.50	(R5.1)	トラック (13m)	137			
フェリー怒風	小方～阿多田島	阿多田島汽船	99.00	150	—	—	11.20	(R5.4)			6～7		
せつつ	新門司～神戸 新門司～泉大津	阪九フェリー株式会社	17,080.00	663	17,080	1	23.50	R1.8	トラック	277	188	454.0 458.0	1
ひろておん	丸亀～さぬぎ～広島～小手島～手島	備讃フェリー	243.00	150	—	—	12.74	(R4.10)					
やまと	新門司～神戸 新門司～泉大津	阪九フェリー株式会社	16,292.00	663	17,080	1	23.50	R2.1	トラック	229	138	454.0 458.0	1
ひびき	新門司～神戸 新門司～泉大津	阪九フェリー株式会社	16,040.00	625	11,829	2	23.50	H26.11	トラック	277	188	454.0 458.0	1
いずみ	新門司～神戸 新門司～泉大津	阪九フェリー株式会社	16,040.00	625	18,290	2	23.50	H26.7	トラック	277	188	454.0 458.0	1
それいゆ	新門司～横須賀	東京九州フェリー	15,515.00	268	8,540	4	28.30	R2.12	トラック	154	30	978.0	1
はまゆう	新門司～横須賀	東京九州フェリー	15,515.00	268	8,540	4	28.30	R2.8	トラック	154	30	978.0	1
フェリーふくおか	大阪～新門司	名門大洋フェリー	15,025.00	675	—	—	23.20	(R4.3)	トラック	160	142		1
フェリーたらの丸	宮古～多良間	多良間海運	499.00	150	—	—	18.00	(R3.12)			26		
フェリーきょうと	大阪～新門司	名門大洋フェリー	15,025.00	675	—	—	23.20	(R3.12)	トラック	160	142		1
伊都岐	宮島口～宮島	宮島松大汽船	199.00	300	—	—	8.00	(R3.10)			15		1
フェリーきたきゅうしゅうⅡ	大阪～門司	株式会社名門大洋フェリー	14,920.00	713	9,517	2	23.20	H27.7	トラック	146	105	458.0	1
フェリーおおさかⅡ	大阪～門司	株式会社名門大洋フェリー	14,920.00	713	9,517	2	23.20	H27.3	トラック	146	105	458.0	1
OCEAN	福江～奈留～若松島	五島旅客船	431.00	168	—	—	16.00	(R3.3)			12		1
おれんじおおさか	東予～新居浜～神戸～大阪	四国開発フェリー株式会社	14,759.00	519	18,355	1	20.00	H30.8	トラック	163		264.0	1
おれんじえひめ	東予～新居浜～神戸～大阪	四国開発フェリー株式会社	14,759.00	519	18,355	1	20.00	H30.4	トラック	163		264.0	1
フェリー太陽Ⅱ	宮之浦～口永良部～島間	普通地方公共団体屋久島町	499.00	150	—	—	16.00	R2.11	トラック (12m)	2	6	37.5	
めおん	男木～高松	雌雄島海運株式会社	290.00	280	1,400	1	10.50	R2.11		13	13	10.1	
SEAPASEO 2	広島～呉～松山	瀬戸内海汽船	902.00	300	—	—	15.00	(R2.8)			35		1
フェリーろっこう	神戸～宮崎	宮崎カーフェリー	14,200.00	576	—	—	23.10	(R4.3)	トラック (8m : 2台, 12m : 163台)	165	81		
あざれあ	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	14,173.00	600	14,956	2	25.00	H29.1	大型トラック	150	22	1,818.0	1
ゆめしま	立石～長崎	普通地方公共団体上島町	194.00	* 150	802	1	8.00	R2.7			24	0.4	1
ブルーライン	高松～草壁	内海フェリー株式会社	981.00	* 400	1,800	2	15.50	R2.5			43	30.0	1
ニューフェリーあくに	泊～粟国	普通地方公共団体粟国村	698.00	400	3,600	2	17.50	R2.3	大型車 (10 t)	4	17	59.5	
らべんだあ	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	14,173.00	600	14,956	2	25.00	H28.9	トラック	150	22	1,818.0	1
翔洋丸	松山～宇品	石崎汽船株式会社	871.00	* 300	1,631	2	14.50	R2.3			35	66.2	1
フェリーたかほ	神戸～宮崎	宮崎カーフェリー	14,006.00	576	—	—	23.10	(R4.4)	トラック (12m)	163	81		
さんふらわあさっぽろ	大洗～苫小牧	商船三井フェリー株式会社	13,816.00	590	10,500	2	24.00	H28.10	トラック	161	62	755.0	1
さんふらわあふらの	大洗～苫小牧	商船三井フェリー株式会社	13,816.00	590	14,275	2	24.00	H28.7	トラック	161	62	755.0	1
きたかみ	名古屋～仙台～苫小牧	太平洋フェリー株式会社	13,694.00	535	8,000	2	21.50	H30.7	トラック	176	150	1,330.0	1
さんふらわあきりしま	大阪～志布志	株式会社フェリーさんふらわあ	13,659.00	709	8,830	2	23.00	H29.9	トラック	175	140	583.0	1
第貳拾八大福丸	金風呂～笠岡	有限会社笠岡フェリー	198.00	95	735	1	10.50	R1.8	トラック	7		13.4	1
さんふらわあさつま	大阪～志布志	株式会社フェリーさんふらわあ	13,659.00	709	8,830	2	23.00	H29.6	トラック	175	140	583.0	1
旭洋丸	松山～宇品	石崎汽船株式会社	875.00	* 300	1,631	2	14.50	R1.7			35	66.2	1

図表 参考 1-2 旅客フェリー調査結果一覧 (2/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 ()は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車		
									種別	台数	台数		
おりんぴあどりーむせと	岡山～土庄	両備フェリー株式会社	942.00	500	1,400	2	13.00	H31.4	大型バス	10		23.6	1
シーバセオ	宇品～松山	瀬戸内海汽船株式会社	902.00	324	1,700	2	15.00	H31.4			35	66.2	1
e-oshima	肥前大島→太田和	西海沿岸商船株式会社	290.00	50	299	2	8.00	H31.3	—	—	—	7.0	
フェリーりつりん	北九州～徳島～東京	オーシャントランス株式会社	12,636.00	266	21,353	1	21.70	H28.5	トレーラー	188	80	1,151.0	1
フェリーどうご	北九州～徳島～東京	オーシャントランス株式会社	12,636.00	266	21,353	1	21.70	H28.2	トレーラー	188	80	1,151.0	1
みしま	友住～佐世保	神戸商船株式会社	194.00	82	7,350	2	13.80	H31.1			11	71.5	1
みしま	今治～木江・大三島・岡村	大三島ブルーライン株式会社	224.00	190	1,000	1	11.00	H30.12	トラック	3	15	29.1	1
ダイヤモンドいき	印通寺～唐津	九州郵船株式会社	932.00	350	2,038	2	14.80	H30.11			43	41.9	
フェリーニューあわしま	粟島～岩船	粟島汽船株式会社	654.00	* 400	—	2	16.50	H30.11			31	35.0	
フェリー大島	大島～平戸	普通地方公共団体平戸市	272.00	150	1,000	2	13.30	H30.9	トラック	1	3	18.5	1
フェリーしまんと	北九州～徳島～東京	オーシャントランス株式会社	12,636.00	266	21,353	1	21.70	H27.11	トレーラー	188	80	1,151.0	1
レインボーかもめ	熊本～島原	九商フェリー株式会社	850.00	485	2,600	2	14.00	H30.8	大型車	11	34	21.0	
フェリーびざん	北九州～徳島～東京	オーシャントランス株式会社	12,636.00	266	21,353	1	21.70	H27.8	トレーラー	188	80	1,151.0	1
しとらす	由良・泊～高浜	株式会社ごごしま	185.00	150	802	1	7.50	H30.6			14	2.8	1
シルバーブリーズ	八戸～苫小牧	川崎近海汽船株式会社	8,900.00	400	13,521	1	20.00	R3.1	トラック	71	30	242.0	1
ブルーハピネス	函館～青森	津軽海峡フェリー株式会社	8,851.00	583	9,945	1	20.00	H28.9			230	113.0	1
マーメイドII	石巻～長渡	網地島ライン株式会社	113.00	231	1,138	2	16.90	H30.4			4	41.0	1
フェリーくだけ川	久高～安座真	久高海運合名会社	89.00	96	1,018	2	14.00	H30.3			6	8.6	
あさひ	高松～宮浦～宇野 本村～宇野	四国汽船株式会社	987.00	500	1,800	2	12.00	H30.1			61 —	22.8 5.8	1
ブルードルフィン	函館～青森	津軽海峡フェリー株式会社	8,850.00	583	9,945	1	20.00	H28.6	トラック	70	30	113.0	1
ななしま	三津浜～中島	中島汽船株式会社	765.00	494	1,632	2	13.50	H29.12	トラック	8	31	71.6	1
ブルーマーメイド	函館～青森	津軽海峡フェリー株式会社	8,820.00	583	13,521	1	20.00	H25.12			230	113.0	1
ブルールミナス	函館～青森	津軽海峡フェリー株式会社	8,800.00	583	—	1	20.00	R2.1	トラック12m (一台のみ8m)	71	30	113.0	1
シルバーティアラ	八戸～苫小牧	川崎近海汽船株式会社	8,543.00	494	9,463	2	19.70	H29.12	トラック	82	30	242.0	
おおしま	大島～神湊～地島	普通地方公共団体宗像市	198.00	245	652	2	12.50	H29.5			10	14.5	1
安芸	宮島町～宮島口 宮島町～宮島口 宮島口～杉之浦～宮島町	宮島松大汽船株式会社	299.00	450	1,055	1	8.00	H29.5			10	2.0 2.0 6.6	1
ゆいまる	石垣～竹富地区	八重山観光フェリー株式会社	19.00	48	1,210	2	20.00	H29.3	—	—	—	6.5	
クイーンコーラルクロス	鹿児島～那覇	マリックスライン	7,914.00	655	—	—	21.00	(R3.11)	トラック (12m)	30	44		1
あかね	新潟～両津 小木～直江津	佐渡汽船株式会社	5,702.00	628	30,704	4	30.00	H27.3	トラック	7	91	67.2 78.0	
ときわ丸	新潟～両津	佐渡汽船株式会社	5,380.00	* 1,500	—	2	19.10	H25.10	大型バス	28	8	67.2	
あおい	神戸～坂手～高松	ジャンボフェリー	5,200.00	620	—	—	18.50	(R4.9)	トラック	84			
第十きりくし	切串～宇品	上村汽船株式会社	383.00	300	1,600	1	11.50	H28.10			32	8.0	1
アマポーラ宗谷	稚内～利礼	ハートランドフェリー株式会社	4,265.00	* 550	3,600	2	19.50	R1.9	トラック	21		74.5	1
カラッセ奥尻	江差～奥尻島 瀬棚～奥尻島	ハートランドフェリー株式会社	3,631.00	460	3,000	2	19.55	H29.1			48	61.0 43.0	1
フェリーかけろま (新)	瀬相～古仁屋～生間	普通地方公共団体瀬戸内町	197.00	140	1,400	1	10.70	H28.8			6	12.4	
みとよ	須田～粟島～宮の下	粟島汽船株式会社	19.00	70	410	2	15.00	H28.8	—	—	—	18.6	
はやぶさII	青森～函館	青函フェリー	2,999.00	300	—	—		(R5.4)					

図表 参考 1-3 旅客フェリー調査結果一覧 (3/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 ()は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車		
									種別	台数	台数		
フェリーざまみ3	泊～座間味	普通地方公共団体座間味村	669.00	490	2,560	2	17.50	H28.7			24	49.3	
エースおおさき	白水～竹原	大崎汽船株式会社	377.00	260	1,600	1	11.50	H28.6	トラック換算		5	7.0	
ななうら丸	宮島口～宮島	JR西日本宮島フェリー株式会社	268.00	460	1,000	1	8.00	H28.6	トラック	5		1.8	
	宮島口～宮島周遊～宮島										34.3		
	宮島口～網の浦										34.2		
	宮島口～杉の浦										4.0		
	宮島口～包ヶ浦										6.4		
	宮島～杉の浦										3.5		
	宮島～切串										18.4		
	宮島～宇品										16.3		
	宮島～網の浦～宮島										33.2		
	宮島周遊										23.8		
宮島口～宮島周遊～宮島口	36.2												
宮島口～杉の浦～宮島	6.7												
はやぶさ	函館～青森	共栄運輸株式会社	2,949.00	300	6,846	2	19.00	H25.11	トラック	43	113.0	1	
フェリーあい	和歌山～徳島	南海フェリー株式会社	2,825.00	427	—	2	18.70	R1.7	トラック (8t)	37	61.0	1	
夢運便	洲江～小漕 金山～赤崎	三光汽船株式会社	198.00	200	802	1	8.50	H28.4	—	—	—	0.7 0.5	1
こまたき	細島～西浜	普通地方公共団体尾道市	19.00	42	234	1	7.00	H28.3			6	2.7	1
遊なぎ	佐賀関～三崎	国道九四フェリー株式会社	998.00	292	2,000	2	16.00	H28.3			51	31.0	1
れいめい丸	八幡浜～別府	宇和島運輸	2,718.00	586	—	—	20.20	(R4.6)			160		
新なぎさ2	多度津～佐柳	たどつ汽船株式会社	88.00	95	1,018	1	10.50	H27.12	トラック (2t)	2	2	17.8	1
あけぼの丸	八幡浜～白杵 八幡浜～別府	宇和島運輸株式会社	2,694.00	546	4,500	2	20.20	H29.9			160	67.0 89.0	1
フェリーさかい	鹿児島～喜界～知名	奄美海運株式会社	2,551.00	196	5,250	2	19.70	H26.11	トラック	18	24	626.0	
フェリーあまくさII	口ノ津～鬼池	島原鉄道株式会社	620.00	350	850	2	11.50	H27.7			28	15.1	
フェリーいげな尚円	伊是名～運天	普通地方公共団体伊是名村	971.00	350	4,000	2	19.00	H27.7	トラック	10	2	27.8	
あかつき丸	八幡浜～白杵 八幡浜～別府	宇和島運輸株式会社	2,538.00	586	4,500	2	20.20	H26.2			145	67.0 89.0	1
フェリーくろしま	黒島～高島～相浦	黒島旅客船有限公司	182.00	200	1,400	1	12.10	H27.7			10	17.0	1
フェリーとしま2	鹿児島～十島村～名瀬	鹿児島県十島村	1,953.00	297	—	—	19.00	(H30.4)	トラック	3	15		
フェリーみしま	鹿児島～三島～枕崎	普通地方公共団体三島村	1,859.00	170	4,000	20	19.00	R1.12	トラック	6	25	216.0	1
太古	福江～青方～博多	野母商船株式会社	1,598.00	350	4,000	2	19.00	H26.1			40	232.0	
のしま7	尾浦～宮窪	シーセブン有限公司	19.00	35	356	2	12.00	H27.2			3	4.0	
第二姫島丸	姫島～国見 姫島周遊	普通地方公共団体姫島村	199.00	199	500	2	12.50	H27.1			14	6.0 —	
百風	常石～尾道	備後商船株式会社	174.00	150	734	2	16.00	H26.12	トラック	2	4	11.8	
さざなみ	白水～契島	普通地方公共団体 大崎上島町	55.00	50	500	1	8.50	H26.11	トラック	5		5.5	
第二桜島丸	桜島～鹿児島	普通地方公共団体鹿児島市船舶局	1,404.00	488	2,720	1	11.00	H26.11	大型車	10	30	4.8	
	鹿児島～桜島 (よりみちクルーズ)											10.5	
	鹿児島湾内周遊											20.0	
いのり	佐世保～上五島	九州商船株式会社	1,387.00	432	1,912	2	16.00	H31.2	トラック (8t)	17		112.1	
第五おりいぶ丸	姫路～福田	小豆島フェリー株式会社	1,326.00	490	1,800	2	14.50	H26.3			56	41.0	1

図表 参考1-4 旅客フェリー調査結果一覧 (4/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 ()は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車		
									種別	台数	台数		
フェリーあぜりあ	神津島～下田	神新汽船株式会社	485.00	240	2,763	1	15.20	H26.9			10	66.5	
第一しよどしま丸	高松～土庄	小豆島フェリー株式会社	1,293.00	* 490	2,000	2	13.50	R2.3			55	22.0	1
フェリーよなくに	与那国～石垣	合資会社福山海運	753.00	120	3,600	2	19.00	H26.3	大型車	8	36	47.9	
しよどしま丸	高松～土庄	小豆島フェリー株式会社	1,257.00	490	1,800	2	13.50	H28.12			56	22.0	1
第十一こくさい丸	高松～池田 (小豆島)	国際阿備フェリー	1,213.00	500	—	—	15.00	(R3.7)	トラック (8t)	12	60		1
フェリー海邦	泊～渡名喜～久米島	久米商船株式会社	1,196.00	350	3,400	2	19.00	H31.1			51	97.5	
フェリーいへやIII	伊平屋～運天	普通地方公共団体伊平屋村	756.00	300	3,480	2	18.50	H25.12			37	41.1	
涼かぜ	佐賀関～三崎	国道九四フェリー株式会社	1,146.00	292	2,000	2	16.80	R2.8			57	31.0	1
有明きぼう	多比良～長州 有明海遊覧	特別地方公共団体有明海自動車航送船 組合	708.00	450	1,500	2	13.50	H25.12			67	14.0 18.0	
うみでらし	博多～対馬 (比田勝)	九州郵船	1,125.00	176	—	—	17.00	(R3.7)			43		1
なおしま	高松～宮浦～宇野	四国汽船株式会社	1,100.00	500	2,000	2	12.00	H27.3			61	22.8	1
まえじま丸	前島～牛窓	社団法人瀬戸内市緑の村公社	138.00	120	1,000	1	7.00	H25.5	—	—	—	0.9	
シルバーエイト	八戸～苫小牧	川崎近海汽船株式会社	9,483.00	600	9,470	2	20.50	H25.3	トラック	68	30	242.0	1
はぎおおしま	見島～萩	萩海運 有限会社	323.00	150	7,500	2	14.00	H25.1	トラック	4		49.9	
大函丸	函館～大間	津軽海峡フェリー株式会社	1,912.00	478	4,500	2	18.00	H24.12	トラック	21		40.0	1
フェリー派之上	鹿児島～那覇	マルエーフェリー	8,072.00	707	—	—	21.00	(H24.9)	トラック	48	72		
椿	長崎～五島	九州商船株式会社	1,599.00	482	4,000	2	19.40	H24.8	トラック	18		96.5	
フェリー波之上	鹿児島～那覇	マルエーフェリー株式会社	8,072.00	707	8,250	2	21.00	H24.3	—	—	—	735.0	1
フェリー琉球	泊～渡名喜～久米島	久米商船株式会社	1,188.00	350	3,400	2	19.00	H24.3			51	97.5	
第三おりいぶ丸	姫路～福田	小豆島フェリー株式会社	1,282.00	490	1,800	2	14.50	H24.3			56	41.0	1
有明みらい	多比良～長州 有明海遊覧	特別地方公共団体有明海自動車航送船 組合	711.00	450	1,500	2	13.50	H24.3	大型バス	8	28	14.0 18.0	
すいせん	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧 新門司～横須賀	新日本海フェリー株式会社 東京九州フェリー	17,382.00	613	30,300 8,700	3 2	28.00 27.50	H24.1	トラック	158	58	1818.0 978.0	
すずらん	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧 新門司～横須賀	新日本海フェリー株式会社 東京九州フェリー	17,382.00	613	30,300 8,700	3 2	28.00 27.50	H24.1	トラック	158	58	1818.0 978.0	1
神勢丸	走島～鞆	走島汽船有限会社	99.00	192	1,000	1	11.00	H24.1	—	—	—	7.0	
フェリーとかしき	泊～渡嘉敷	普通地方公共団体渡嘉敷村	499.00	450	2,600	2	17.00	H23.12			30	32.1	
シルバープリンセス	八戸～苫小牧	川崎近海汽船株式会社	10,536.00	500	19,578	2	20.50	H23.11	トラック	92	30	242.0	
フェリーきずな	博多～壱岐～対馬	九州郵船株式会社	1,809.00	678	4,000	2	19.00	H23.11			80	133.4	
フェリーたいしゅう	対馬～博多	対馬海運	1,100.00	12	—	—	17.00	(H23.9)			50		
いえしま	伊江～本部	普通地方公共団体伊江村	975.00	626	2,500	2	16.30	H23.8			41	10.8	1
おおしま7	大島～黒島	普通地方公共団体新居浜市	188.00	146	850	1	8.50	H23.8	—	—	—	2.5	1
しわく丸	丸亀～広島	備讃フェリー株式会社	269.00	150	441	2	11.00	H23.8			12	26.3	
フェリーなんきゅう	山川～根占	株式会社なんきゅうトック	153.00	95	515	1	10.50	H23.7			18	12.0	
速なみ	佐賀関～三崎	国道九四フェリー株式会社	995.00	292	2,000	2	16.00	H23.7			48	31.0	1
フェリーひさか	久賀～福江～梶島	有限会社木口汽船	155.00	77	1,100	2	12.50	H23.3			12	37.0	
とよたま	家浦～高松	株式会社豊島フェリー	19.00	* 100	382	2	14.00	H22.11	—	—	—	19.8	
桜島丸	桜島～鹿児島 鹿児島～桜島 (よりみちクルーズ) 鹿児島湾内周遊	普通地方公共団体鹿児島市船舶局	1,330.00	486	2,720	1	11.00	H22.11	トラック	10		4.8 10.5 20.0	
万葉	長崎～五島	九州商船株式会社	1,553.00	482	6,798	2	19.40	H22.11	トラック	24		96.5	

図表 参考 1-5 旅客フェリー調査結果一覧 (5/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成	
					馬力	基数			大型車		乗用車			
									種別	台数				台数
いしかり	仙台湾周遊 名古屋～仙台～苫小牧 伊勢湾周遊	太平洋フェリー株式会社	15,762.00	783	16,320	2	21.50	H22.8	トラック	189	47	25.5 1330.0 18.0	1	
とびしま	酒田～飛鳥	酒田市定期航路事業所	253.00	282	—	—	20.50	(H22.6)			2		1	
第1歌戸丸	歌～戸崎	歌戸運航株式会社	19.00	20	245	1	7.00	H22.3			6	0.4		
あさかぜ21	函館～青森	北日本海運株式会社	2,048.00	198	4,000	2	19.20	H21.1	トラック		47	113.0	1	
クイーンコーラルプラス	鹿児島～那覇 鹿児島～屋久島～種子島	マリックスライン株式会社	5,910.00	470	9,000	2	21.40	H20.7	トラック (9m : 43台, 12m : 26台)	69	44	735.0 152.6	1	
フェリーくがに	平敷屋～津堅	有限会社神谷観光	136.00	170	500	2	11.00	H20.7			12	8.1		
第三フェリー度島	度島～平戸	竹山運輸 有限会社	199.00	95	1,000	—	11.00	H20.5			10	11.2		
とくまる	徳山ダム貯水池周遊 揖斐川水源・徳山ダム貯水池周遊	水資源機構 揖斐川町	19.00	92	320	2	6.00	H20.3	—	—	—	5.5 8.0		
フェリーあけぼの	鹿児島～那覇	マルエーフェリー株式会社	8,083.00	* 678	8,250	2	21.00	H20.2	トラック	50	76	735.0	1	
サイプリア宗谷	稚内～利礼	ハートランドフェリー株式会社	3,580.00	550	3,200	2	20.40	H20.1	トラック		32	74.5	1	
おれんじ四国	八幡浜～白杵	九四オレンジフェリー株式会社	2,918.00	485	4,500	2	18.00	H19.12	トラック		37	37	67.0	
さんふらわあばー	大分～神戸	株式会社フェリーさんふらわあ	11,177.00	716	12,237	2	23.20	H19.9	トラック		147	75	412.0	
さんふらわあごーど	大分～神戸	株式会社フェリーさんふらわあ	11,178.00	716	12,237	2	23.20	H19.7	トラック		147	75	412.0	
第一こくさい丸	高松～池田	国際両備フェリー株式会社	696.00	500	1,600	2	15.00	H19.5			55	22.0	1	
フェリーたらまゆう	平良～多良間	合資会社多良間海運	457.00	150	2,500	2	17.20	H19.4	—	—	—	62.0	1	
おれんじ九州	八幡浜～白杵	九四オレンジフェリー株式会社	2,924.00	485	4,500	2	18.00	H19.3	トラック		37	37	67.0	
エメラルドからつ	印通寺～唐津	九州郵船株式会社	984.00	350	3,000	2	17.00	H19.2	トラック		21		41.9	
ほんじま丸	本島～丸亀	本島汽船株式会社	398.00	240	1,000	2	13.00	H18.10	トラック換算		10		11.9	
フェリードリーム	石垣～竹富地区 石垣港～仲間港(大原)～竹富東港(竹富)～石垣港 石垣港～仲間港(大原)～小浜港～竹富東港(竹富)～石垣港 石垣港～小浜港～石垣港 小浜港～仲間港(大原)～竹富東港(竹富)～小浜港 石垣港～鳩間港～船浦港(上原地区)～石垣港 石垣港～黒島港～石垣港	石垣島ドリーム観光株式会社	19.00	48	1,128	2	20.00	H18.9	—	—	—	45.0 66.7 87.0 38.8 79.1 85.3 39.4		
じんわ	三津浜～中島 松山～宮島	中島汽船株式会社	462.00	310	1,300	2	14.00	H18.5	トラック		4	18	71.6 69.2	1
フェリーてしま	宇野～土庄	小豆島豊島フェリー株式会社	365.00	350	1,000	2	12.50	H18.4	8tトラック換算		8		26.0	
フェリーあまみ	鹿児島～喜界～知名	奄美海運株式会社	2,942.00	243	5,250	2	20.50	H18.1	トラック		20	24	626.0	
フェリーはてるま2	石垣～波照間	有限会社安栄観光	199.00	125	900	2	13.00	H17.9	トラック		2	2	52.0	
富士	清水～土肥 駿河湾周遊	一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー	1,554.00	450	3,500	2	18.50	H17.6	トラック		13	54	30.2 48.7	1
おりんぴあどりーむ	岡山～土庄	両備フェリー株式会社	967.00	500	1,600	2	13.00	H17.5			60	23.6		

図表 参考 1-6 旅客フェリー調査結果一覧 (6/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 ()は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成	
					馬力	基数			大型車		乗用車			
									種別	台数	台数			
みやじま丸	宮島口～宮島	JR西日本宮島フェリー株式会社	254.00	* 800	1,088	1	8.00	H17.4	トラック	1		1.8	1	
	宮島口～宮島周遊～宮島											34.3		
	宮島口～網の浦											34.2		
	宮島口～杉の浦											4.0		
	宮島口～包ヶ浦											6.4		
	宮島～杉の浦											3.5		
	宮島～切串											18.4		
	宮島～宇品											16.3		
	宮島～網の浦～宮島											33.2		
	宮島周遊											23.8		
	宮島口～宮島周遊～宮島口											36.2		
宮島口～杉の浦～宮島	6.7													
あしま	須田～粟島～宮の下	粟島汽船株式会社	19.00	* 70	275	2	13.00	H16.11	—	—	—	18.6		
おれんじホープ	東予～新居浜～神戸～大阪	四国開発フェリー株式会社	15,732.00	218	25,000	1	22.20	H16.10	トラック		175		264.0	
プリンセスわかさ	鹿児島～種子島～屋久島 錦江湾遊覧	コスモライン株式会社	1,864.00	350	4,500	2	19.10	H16.9	大型バス		17	26	135 51	
涼風	阿多田～小方	有限会社阿多田島汽船	97.00	130	600	1	11.16	H16.9	トラック		3		9.6	
伊勢丸	鳥羽～伊良湖	伊勢湾フェリー株式会社	2,333.00	* 500	1,499	2	16.30	H16.8			43		23.2	
	伊勢湾クルージング鳥羽・松阪												97.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・四日市												130.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・名古屋												160.0	
きそ	仙台湾周遊	太平洋フェリー株式会社	15,795.00	800	16,100	2	21.50	H16.7	トラック		174	113	25.5	1330.0
	名古屋～仙台～苫小牧												18.0	
	伊勢湾周遊													
第八かんおん	土生～三原	土生商船株式会社	306.00	250	1,000	1	10.30	H16.5	—	—	—	—	10.7	
	明石～小長	3.1												
	須波～沢	5.4												
あかしあ	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	16,810.00	746	31,480	3	30.50	H16.3	トラック		158	66	1,818.0	
フェリー新大津島	大津島～徳山	大津島巡航株式会社	145.00	200	1,000	1	11.30	H16.3				6	10.4	
しまゆり	師崎～師崎	名鉄海上観光船株式会社	276.00	93	1,000	2	11.50	H16.2	トラック		4	12	11.6	1
しらきさん	柳井～伊保田～松山	周防大島松山フェリー株式会社	441.00	150	1,700	2	15.80	H16.1	トラック		7	3	61.2	1
はまなす	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	16,810.00	746	31,480	3	30.50	H16.1	トラック		158	66	1,818.0	
知多丸	鳥羽～伊良湖	伊勢湾フェリー株式会社	2,331.00	500	1,499	2	16.30	H15.12			43		23.2	
	伊勢湾クルージング鳥羽・松阪												97.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・四日市												130.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・名古屋												160.0	
フェリーおき	隠岐島～七類・境	隠岐汽船株式会社	2,366.00	822	4,500	2	18.90	H15.11	トラック		20	26	113.4	
フェリーかしま	佐世保～神浦	西海沿岸商船株式会社	193.00	120	1,000	1	12.30	H15.10	トラック		3	2	56.4	1
	佐世保港内												7.0	
第八きりくし	切串～宇品	上村汽船株式会社	375.00	300	1,800	1	11.50	H15.10	トラック		15		8.0	1
おおいた	八幡浜～白杵	宇和島運輸株式会社	2,446.00	535	4,500	2	20.20	H15.9	トラック		35	25	67.0	1
	八幡浜～別府												89.0	
せと	高松～宮浦～宇野	四国汽船株式会社	635.00	400	1,300	2	12.00	H15.9	—	—	—	—	22.8	
	本村～宇野												5.8	

図表 参考 1-7 旅客フェリー調査結果一覧 (7/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 ()は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成	
					馬力	基数			大型車		乗用車			
									種別	台数				台数
みやじま丸	宮島口～宮島	JR西日本宮島フェリー株式会社	254.00	* 800	1,088	1	8.00	H17.4	トラック	1		1.8	1	
	宮島口～宮島周遊～宮島											34.3		
	宮島口～網の浦											34.2		
	宮島口～杉の浦											4.0		
	宮島口～包ヶ浦											6.4		
	宮島～杉の浦											3.5		
	宮島～切串											18.4		
	宮島～宇品											16.3		
	宮島～網の浦～宮島											33.2		
	宮島周遊											23.8		
	宮島口～宮島周遊～宮島口											36.2		
宮島口～杉の浦～宮島	6.7													
あしま	須田～粟島～宮の下	粟島汽船株式会社	19.00	* 70	275	2	13.00	H16.11	—	—	—	18.6		
おれんじホープ	東予～新居浜～神戸～大阪	四国開発フェリー株式会社	15,732.00	218	25,000	1	22.20	H16.10	トラック		175		264.0	
プリンセスわかさ	鹿児島～種子島～屋久島	コスモライン株式会社	1,864.00	350	4,500	2	19.10	H16.9	大型バス		17	26	135	
	錦江湾遊覧												51	
涼風	阿多田～小方	有限会社阿多田島汽船	97.00	130	600	1	11.16	H16.9	トラック		3		9.6	
伊勢丸	鳥羽～伊良湖	伊勢湾フェリー株式会社	2,333.00	* 500	1,499	2	16.30	H16.8				43	23.2	
	伊勢湾クルージング鳥羽・松阪												97.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・四日市												130.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・名古屋												160.0	
きそ	仙台湾周遊	太平洋フェリー株式会社	15,795.00	800	16,100	2	21.50	H16.7	トラック		174	113	25.5	1330.0
	名古屋～仙台～苫小牧												18.0	
	伊勢湾周遊													
第八かんおん	土生～三原	土生商船株式会社	306.00	250	1,000	1	10.30	H16.5	—	—	—	—	10.7	
	明石～小長	しまなみ海運株式会社											3.1	
	須波～沢	弓場汽船 株式会社											5.4	
あかしあ	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	16,810.00	746	31,480	3	30.50	H16.3	トラック		158	66	1,818.0	
フェリー新大津島	大津島～徳山	大津島巡航株式会社	145.00	200	1,000	1	11.30	H16.3				6	10.4	
しまゆり	師崎～師崎	名鉄海上観光船株式会社	276.00	93	1,000	2	11.50	H16.2	トラック		4	12	11.6	1
しらきさん	柳井～伊保田～松山	周防大島松山フェリー株式会社	441.00	150	1,700	2	15.80	H16.1	トラック		7	3	61.2	1
はまなす	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	16,810.00	746	31,480	3	30.50	H16.1	トラック		158	66	1,818.0	
知多丸	鳥羽～伊良湖	伊勢湾フェリー株式会社	2,331.00	500	1,499	2	16.30	H15.12				43	23.2	
	伊勢湾クルージング鳥羽・松阪												97.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・四日市												130.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・名古屋												160.0	
フェリーおき	隠岐島～七類・境	隠岐汽船株式会社	2,366.00	822	4,500	2	18.90	H15.11	トラック		20	26	113.4	
フェリーかしま	佐世保～神浦	西海沿岸商船株式会社	193.00	120	1,000	1	12.30	H15.10	トラック		3	2	56.4	1
	佐世保港内												7.0	
第八きりくし	切串～宇品	上村汽船株式会社	375.00	300	1,800	1	11.50	H15.10	トラック		15		8.0	1
おおいた	八幡浜～白杵	宇和島運輸株式会社	2,446.00	535	4,500	2	20.20	H15.9	トラック		35	25	67.0	1
	八幡浜～別府												89.0	
せと	高松～宮浦～宇野	四国汽船株式会社	635.00	400	1,300	2	12.00	H15.9	—	—	—	—	22.8	
	本村～宇野												5.8	

図表 参考 1-8 旅客フェリー調査結果一覧 (8/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速度	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成	
					馬力	基数			大型車		乗用車 台数			
									種別	台数				
第二せきぜん	岡村～今治	普通地方公共団体今治市	179.00	135	820	1	11.50	H15.6			22	26.4		
マリンスター 5	来島海峡周遊	株式会社しまなみ	19.00	68	580	2	20.00	H15.4	-	-	-	16.7		
	来島海峡航路 (来島寄港)											7.2		
	来島海峡航路 (馬島寄港)											14.3		
	来島海峡航路 (小島寄港)											7.2		
今治来島海峡航路			14.6											
香川丸	洲江～小漕	三光汽船株式会社	196.00	289	761	1	8.50	H15.4	-	-	-	0.7		
第二しようどしま丸	高松～土庄	小豆島フェリー株式会社	986.00	421	1,800	2	13.50	H15.3			52	22.0	1	
つくし	新門司～神戸 新門司～泉大津	阪九フェリー株式会社	13,353.00	667	13,700	2	23.50	H15.2	トラック		229	138	454.0 458.0	
フェリーどうぜん	来居～別府	特別地方公共団体島前町村組合	198.00	100	800	2	12.00	H15.2	-	-	-	24.2		
フェリーみしま	大島～郷ノ浦	普通地方公共団体高松市	102.00	100	450	2	10.80	H15.2	トラック (4t)		1	1	10.0	1
ミソラ	由良・泊～高浜	株式会社ごごしま	131.00	140	650	1	8.50	H15.2	-	-	-	2.8	1	
にゅうしまなみ	富浜～尾道駅前	歌戸運航株式会社	19.00	47	150	1	6.00	H14.12	-	-	-	0.6		
ボレアース宗谷	稚内～利礼	ハートランドフェリー株式会社	3,578.00	550	3,200	2	20.40	H14.12	トラック		32		74.5	
第十八桜島丸	桜島～鹿児島	普通地方公共団体鹿児島市船舶局	1,240.00	486	1,400	2	10.80	H14.12	トラック		10	32	4.8	
	鹿児島～桜島 (よしみちクルーズ)												10.5	
	鹿児島湾内周遊												20.0	
くろしま	大島～黒島	普通地方公共団体新居浜市	19.00	169	685	1	8.00	H14.10	-	-	-	2.5		
ばいかじ	石垣～竹富地区	有限会社安栄観光	19.00	48	770	2	20.00	H14.8	-	-	-	33.3		
	石垣～波照間											52.0		
フェリーたかしま 2	阿翁～御厨	鷹島汽船有限公司	162.00	96	1,200	1	12.00	H14.7			12	19.0		
フェリーニューこしき	串木野～甌島	甌島商船株式会社	940.00	400	3,200	2	17.50	H14.6	トラック		6	19	65.6	
フェリーふくおか II	大阪～門司	株式会社名門大洋フェリー	9,774.00	877	13,500	2	23.20	H14.6	トラック		180	100	458.0	
いきな	立石～長崎	普通地方公共団体上島町	146.00	120	600	1	8.20	H14.3	-	-	-	0.4		
フェリーきょうと II	大阪～門司	株式会社名門大洋フェリー	9,770.00	877	13,500	2	23.20	H14.3	トラック		180	100	458.0	
ゆうかり	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	18,229.00	846	14,400	2	22.70	H13.12	トラック		146	58	1,818.0	
らいらく	舞鶴～敦賀～新潟～秋田～小樽～苫小牧	新日本海フェリー株式会社	18,229.00	846	14,400	2	22.70	H13.9	トラック		146	58	1,818.0	
第三十二こくさい丸	高松～池田	国際両備フェリー株式会社	699.00	500	1,800	2	15.00	H13.9	-	-	-	22.0	1	
第七しようどしま丸	岡山～土庄	四国フェリー株式会社	993.00	481	1,800	2	13.50	H13.9			52	23.6		
	高松～土庄	22.0												
さんふらわあしれとこ	大洗～苫小牧	商船三井フェリー株式会社	11,410.00	154	19,800	2	24.90	H13.6	トラック		161	100	755.0	
フェリーごしょうら	御所浦～棚底、大道	共同フェリー株式会社	132.00	90	750	1	10.00	H13.5				5	8.3	
えひめ	八幡浜～白杵	宇和島運輸株式会社	2,486.00	610	4,500	2	20.20	H13.3	-	-	-	67.0		
	八幡浜～別府											89.0		
おろろん 2	羽幌～天売	羽幌沿海フェリー株式会社	489.00	*	300	1,800	2	15.00	H13.3			14	35.0	
さんふらわあだいせつ	大洗～苫小牧	商船三井フェリー株式会社	11,401.00	154	19,800	2	24.90	H13.3	トラック		154	77	755.0	
レインボーのこ	博多～志賀島	普通地方公共団体福岡市	177.00	200	999	1	9.50	H13.3				13.4		
	能古～姪浜											2.2		
	博多湾内観光											17.5		
フェリーひなせ	日生～大部	瀬戸内観光汽船株式会社	998.00	500	1,600	2	13.50	H12.10			51	21.0		
3号はやぶさ	函館～青森	共栄運輸株式会社	2,107.00	105	4,000	2	18.70	H12.7	トラック		44		113.0	
第一姫島丸	姫島～国見	普通地方公共団体姫島村	199.00	211	500	2	12.50	H11.12				14	6.0	
	姫島周遊											-		

図表 参考 1-9 旅客フェリー調査結果一覧 (9/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車 台数		
									種別	台数			
第八大入島	大入島～佐伯	大入島観光フェリー株式会社	134.00	95	580	1	9.50	H11.10			17	1.1	
みしま丸	日生～日生駅前～鴻島～大多府～頭島	大生汽船	19.00	12	—	—	8.00	(H11.9)			7		
クィーンコーラル8	鹿児島～那覇 鹿児島～屋久島～種子島	マリックスライン株式会社	4,945.00	798	9,000	2	22.00	H11.6	トラック		27	735.0 152.6	
みかど	三角～久比	斎島汽船株式会社	19.00	30	165	1	5.00	H11.3	トラック		1	1.3	
フェリーかつらぎ	和歌山～徳島	南海フェリー株式会社	2,620.00	427	5,400	2	18.70	H10.12	トラック		39	61.0	1
フェリーくにかが	隠岐島～七類・境	隠岐汽船株式会社	2,375.00	823	4,500	2	18.90	H10.11	トラック		20	26	113.4
第十六桜島丸	桜島～鹿児島 鹿児島～桜島 (よりみちクルーズ) 鹿児島湾内周遊	普通地方公共団体鹿児島市船舶局	997.00	486	1,200	2	10.50	H10.11				4.8 10.5 20.0	
へぐり	平郡～柳井	平郡航路有限会社	198.00	208	1,400	1	12.50	H10.10	トラック		4	8	35.5
めおん2	男木～高松	雌雄島海運株式会社	266.00	250	1,200	1	10.50	H10.10			12	15	10.1
STU48号	広島湾周遊 高松港内周遊 今治港内周遊	壱岐・対馬フェリー株式会社	857.00	316	2,059 5,600	2	10.00	H10.5	—	—	—	4.3 3.5 2.8	
ないすおおさき	白水～竹原	大崎汽船株式会社	392.00	250	1,800	1	11.50	H10.5	小型トラック		6	28	7.0
第2歌戸丸	歌～戸崎	歌戸運航株式会社	19.00	35	165	1	7.00	H10.3				6	0.4
あさかぜ5号	函館～青森	北日本海運株式会社	1,958.00	103	4,000	2	19.00	H10.1	トラック		47		113.0
シルバークィーン	宮古～室蘭	川崎近海汽船株式会社	7,005.00	600	12,000	2	20.70	H10.1	トラック		92		353.9
かもしか	蟹田～脇野沢	むつ湾フェリー株式会社	611.00	240	1,000	2	14.00	H9.12	トラック		10		21.3
さんふらわあこぼると	大阪～別府	株式会社フェリーさんふらわあ	9,245.00	710	13,500	2	22.40	H9.12	トラック		120	100	418.0
オーシャンアロー	熊本～島原	熊本フェリー株式会社	1,674.00	430	4,080	2	24.50	H9.11				51	21.0
第十二やえしま	安芸津～大西	安芸津フェリー株式会社	336.00	280	1,600	1	11.00	H9.11	トラック		11		9.5
ゴールドフェニックス	尾道～鞆 尾道水道遊覧 鞆の浦観光網遊覧 尾道～鞆	株式会社瀬戸内クルージング 個人 藤井 一彦 株式会社瀬戸内クルージング	19.00	150	811	2	22.00	H9.10	—	—	—	24.4 9.94 23.4 23.4	
古鷹	小用～呉中央	瀬戸内シーライン株式会社	353.00	225	1,600	1	12.30	H9.9	大型バス		2	13	6.1
さんふらわああいぼり	大阪～別府	株式会社フェリーさんふらわあ	9,245.00	710	13,500	2	22.40	H9.8	トラック		120	100	418.0
第七さんよう	竹原～白水	山陽商船株式会社	318.00	250	1,600	1	11.50	H9.8	トラック		4	10	7.0
入船	宇品～三高	瀬戸内シーライン株式会社	354.00	207	1,600	1	12.30	H9.8	バス		2	13	12.0
第五きりくし	切串～宇品	上村汽船株式会社	373.00	300	1,800	1	11.50	H9.6	トラック		15		8.0
おりいぶ丸	岡山～土庄 高松～土庄 姫路～福田	四国フェリー株式会社 小豆島フェリー株式会社 小豆島フェリー株式会社	988.00	370	1,800	2	14.50	H9.5				60	23.6 22.0 41.0
こうベエクスプレス	宮崎～神戸	宮崎カーフェリー株式会社	11,933.00	690	19,800	2	25.00	H9.5	トラック		130	80	495.0
第三いんのしま	金山～赤崎	三光汽船株式会社	99.00	96	330	1	8.50	H9.3	—	—	—		0.5
にっぽう3	島浦～浦城	日豊汽船株式会社	196.00	50	800	1	9.20	H8.10	トラック		8		5.5
シャトル5号	瀬戸～松島	株式会社江崎海陸運送	346.00	122	999	1	9.00	H8.9	トラック		4	10	4.3
みやざきエクスプレス	宮崎～神戸	宮崎カーフェリー株式会社	11,931.00	690	19,800	2	25.00	H8.8	トラック		185	85	495.0
第三おおみしま	忠海～盛	大三島フェリー株式会社	298.00	300	1,400	1	11.00	H8.8	トラック		4	10	7.1
フェリーくまもと	熊本～島原	九商フェリー株式会社	1,165.00	600	1,700	2	13.80	H8.3	大型バス		10	30	21.0

図表 参考 1-10 旅客フェリー調査結果一覧 (10/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車 台数		
									種別	台数			
みせん丸	宮島口～宮島	JR西日本宮島フェリー株式会社	218.00	* 800	1,000	1	8.00	H8.3	トラック	1		1.8	1
	宮島口～宮島周遊～宮島											34.3	
	宮島口～網の浦											34.2	
	宮島口～杉の浦											4.0	
	宮島口～包ヶ浦											6.4	
	宮島～杉の浦											3.5	
	宮島～切串											18.4	
	宮島～宇品											16.3	
	宮島～網の浦～宮島											33.2	
	宮島周遊											23.8	
	宮島口～宮島周遊～宮島口											36.2	
宮島口～杉の浦～宮島	6.7												
第十親交丸	常石～尾道	備後商船株式会社 土生商船株式会社 有限会社長江フェリー 岩城汽船株式会社	179.00	250	640	1	10.50	H8.3	トラック(10t)	4		11.8	
	土生～三原											10.7	
	土生～岩城											3.0	
	鞆の浦観光鯛網遊覧											5.6	
鳥羽丸	鳥羽～伊良湖	伊勢湾フェリー株式会社	2,399.00	500	1,471	2	16.30	H8.3			52	23.2	1
	伊勢湾クルージング鳥羽・松阪											97.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・四日市											130.0	
	伊勢湾クルージング鳥羽・名古屋											160.0	
おれんじぐれいす	柳井～松山	防予フェリー株式会社	694.00	300	1,700	2	14.80	H7.12	トラック	19		57.9	1
第二フェリー度島	度島～平戸	竹山運輸 有限会社	199.00	150	900	1	11.00	H7.11	トラック	6		11.2	
フェリーありかわ	有川～佐世保	株式会社五島産業汽船	498.00	252	4,001	1	18.00	H7.10	—	—	—	67.3	
第十こぶじ	似島～宇品	似島汽船株式会社	347.00	450	1,600	1	11.40	H7.9	トラック	14		14.5	1
	似島～宇品											15.8	
さにおおさき	白水～竹原	大崎汽船株式会社 契島運輸株式会社	384.00	250	1,800	1	11.50	H7.7	トラック	14		7.0	
	契島～竹原				1,323							4.0	
	契島～白水											5.6	
宮島	宮島町～宮島口	宮島松大汽船株式会社	197.00	* 800	1,000	1	8.00	H7.7	トラック	2		2.0	
	宮島町～宮島口											2.0	
	宮島口～杉の浦～宮島町											6.6	
フェリーしらしま	隠岐島～七類・境	隠岐汽船株式会社	2,343.00	856	4,500	2	18.90	H6.12	トラック	39		113.4	
シーフレンド	宇品～三高	瀬戸内シーライン株式会社	312.00	207	1,400	1	12.60	H6.11	トラック	4	10	12.0	
第十五桜島丸	桜島～鹿児島	普通地方公共団体鹿児島市船舶局	1,134.00	488	1,400	2	11.00	H6.10	トラック	10	36	4.8	
	鹿児島湾内周遊											20.0	
フェリーかけろま	瀬相～古仁屋～生間	普通地方公共団体瀬戸内町	194.00	160	1,400	1	12.00	H6.7			4	12.4	
なかじま	三津浜～中島	中島汽船株式会社	676.00	488	1,200	2	13.50	H6.6	トラック	6	5	71.6	1
	松山～宮島											69.2	
はいびすかす	鹿児島～種子・屋久	岩崎産業株式会社	1,798.00	212	8,100	1	19.00	H6.3			50	170.0	
フェリー第十おおすみ	鹿児島～垂水	鹿児島交通株式会社	1,503.00	500	2,300	2	16.50	H6.3			71	14.5	
サンライズ	多比良～長州	特別地方公共団体有明海自動車航送船組合	870.00	486	1,800	2	13.50	H6.1	トラック	18		14.0	
	有明海遊覧											18.0	
フェリー第八おおすみ	鹿児島～垂水	鹿児島交通株式会社	1,498.00	500	2,300	2	16.50	H6.1			71	14.5	

図表 参考 1-11 旅客フェリー調査結果一覧 (11/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成	
					馬力	基数			大型車		乗用車			
									種別	台数				台数
第五さんよう	竹原～白水	山陽商船株式会社	291.00	250	1,400	1	11.00	H6.1	トラック	15		7.0		
第二かんおん	竹原～白水	山陽商船株式会社	291.00	250	1,400	1	12.30	H5.12	トラック	4		7.0		
	常石～尾道	備後商船株式会社										11.8		
	安芸津～大西	安芸津フェリー株式会社										9.5		
	土生～三原	土生商船株式会社										10.7		
	契島～竹原	契島運輸株式会社										4.0		
	忠海～盛	大三島フェリー株式会社										7.1		
	土生～岩城	有限会社長江フェリー										3.0		
	明石～小長	しまなみ海運株式会社										3.1		
	呉ポートピアパーク～切串	さくら海運										2.6		
須波～沢	弓場汽船株式会社		5.4											
フェリーちくし	博多～壹岐～対馬	九州郵船株式会社	1,926.00	674	4,000	2	19.00	H5.11	トラック	31		133.4		
ニューくにさき	徳山～竹田津	周防灘フェリー株式会社	725.00	293	2,039	2	15.90	H5.10	トラック	25		48.0		
フェリーくちのつ	口ノ津～鬼池	島原鉄道株式会社	548.00	350	850	2	12.28	H5.8			47	15.1		
第七からこと	前島～牛窓	社団法人瀬戸内市緑の村公社	197.00	150	600	1	7.00	H5.6	トラック	10		0.9		
かりゆし	石垣～竹富地区	八重山観光フェリー株式会社	99.00	13	750	2	12.00	H5.4	—	—	—	6.5		
フラワーのこ	能古～姪浜	普通地方公共団体福岡市	169.00	260	900	1	9.00	H5.4			10	2.2	1	
第二天長丸	蔵之元～牛深	三和商船株式会社	577.00	350	1,600	1	10.20	H5.1	トラック	10	5	7.4		
フェリー屋久島2	鹿児島～屋久島	折田汽船株式会社	3,392.00	350	13,500	1	21.80	H4.12	トラック	25	26	135.0		
	大型バス								17	26	23.7			
おけさ丸	新潟～両津	佐渡汽船株式会社	5,862.00	* 1,705	8,500	2	18.00	H4.11	トラック	30	50	67.2		
さくら2	呉ポートピアパーク～切串	さくら海運	268.00	250	1,200	1	9.20	H4.9			30	2.6		
おれんじまーぎゅりー	柳井～松山	防予フェリー株式会社	696.00	280	1,700	2	14.80	H4.8	トラック	19		57.9		
敵島	宮島町～宮島口	宮島松大汽船株式会社	197.00	* 800	1,000	1	8.00	H4.7	トラック	2		2.0		
	宮島町～宮島口											2.0		
	宮島口～杉之浦～宮島町											6.6		
ぐすく	伊江～本部	普通地方公共団体伊江村	616.00	458	2,000	2	16.00	H4.5	—	—	—	10.8		
おれんじじゅびたー	柳井～松山	防予フェリー株式会社	695.00	300	1,700	2	14.80	H3.12	トラック	19		57.9		
かなや丸	金谷～久里浜	東京湾フェリー株式会社	3,580.00	680	2,200	2	13.00	H3.12	トラック	36		11.5		
とうほう	契島～竹原	契島運輸株式会社	244.00	200	1,200	1	8.00	H3.8	トラック	8		4.0		
フェリー第七おおすみ	鹿児島～垂水	鹿児島交通株式会社	1,473.00	500	2,300	2	16.50	H3.6			71	14.5		
四万十川	宇品～松山	瀬戸内海汽船株式会社	699.00	324	1,400	2	14.50	H3.6	—	—	—	66.2		
第八おおしま	今治～四阪島	株式会社イマダイコーポレーション	253.00	230	950	1	10.00	H2.7	—	—	—	18.4		
第十五やえしま	安芸津～大西	安芸津フェリー株式会社	372.00	250	1,600	1	11.00	H2.6	トラック	12		9.5		
第三ひなせ丸	岡山～土庄	両備フェリー株式会社	936.00	500	1,400	2	13.50	H2.4	—	—	—	23.6		
りつりん2	神戸～高松	ジャンボフェリー株式会社	3,682.00	475	6,000	2	19.50	H2.3	トラック	56	36	124.0	1	
さんよう	笠岡～白木島	三洋汽船	150.00	95	—	—	10.50	(H1.12)						
こんびら2	神戸～高松	ジャンボフェリー株式会社	3,633.00	475	6,000	2	19.50	H1.10	トラック	61	38	124.0		
しらはま丸	金谷～久里浜	東京湾フェリー株式会社	3,351.00	680	2,200	2	13.00	H1.9	トラック	36		11.5		
第七かんおん	須波～沢	弓場汽船株式会社	115.00	120	300	1	7.50	H1.7	—	—	—	5.4		
にゅうおりんびあ	岡山～土庄	両備フェリー株式会社	690.00	480	1,300	2	13.00	S63.4	トラック	21		23.6		
フェリーなみじ	佐世保～上五島	九州商船株式会社	1,150.00	432	2,800	2	16.20	S62.9	トラック	7	36	112.1		

図表 参考 1-12 旅客フェリー調査結果一覧 (12/12)

船名	航路名	事業者名	総トン数	旅客定員	機関		速力	進水年月 () は 竣工年月	航送能力台数			片道距離	エコモ財団 助成
					馬力	基数			大型車		乗用車		
									種別	台数	台数		
フェリーロザリオ	天草～長島	天長フェリー株式会社	330.00	120	1,200	1	10.00	S62.9	トラック	6		10.0	
第五かんおん	明石～小長	しまなみ海運株式会社	135.00	95	440	1	9.00	S62.7			20	3.1	
フェリーはやとも2	松山～小倉	松山・小倉フェリー株式会社	4,238.00	481	5,600	2	17.30	S62.6	トラック	73	41	185.0	
フェリーくるしま	松山～小倉	松山・小倉フェリー株式会社	4,277.00	481	5,600	2	17.30	S62.1	トラック	73	41	185.0	
石手川	宇品～松山	瀬戸内海汽船株式会社	699.00	342	1,300	2	14.50	S62.1	トラック	13		66.2	
第二十一金風呂丸	金風呂～笠岡	個人 藤井一彦	196.00	93	1,000	1	11.50	S61.9	トラック	7		13.4	
第一しまなみ	富浜～尾道駅前	歌戸運航株式会社	96.00	94	230	1	8.00	S61.5	—	—	—	0.6	
第八おおしま	土生～岩城	有限会社長江フェリー	170.00	80	600	1	9.45	S60.11	トラック	4		3.0	
ニューあしずり	佐伯～宿毛	宿毛フェリー	999.00	484	—	—	16.50	(S60.6)	トラック (11t)	60			
第拾五小浦丸	向島～尾道	福本フェリー株式会社	92.00	78	180	1	8.00	S59.4	トラック	5		0.3	
マーメイド	石巻～金華山 仁斗田～金華山 鮎川～金華山	網地島ライン株式会社	122.00	212	600	1	11.00	S58.6	—	—	—	30.5 13.6 8.9	
フェリーげんかい	博多～比田勝	九州郵船株式会社	675.00	330	1,800	2	14.80	S58.2	—	—	—	146.3	
第十かんおん	土生～三原 鞆の浦観光網遊覧	土生商船株式会社	207.18	250	800	1	11.00	S56.4	トラック	9		10.7 12.7	
第拾貳小浦丸	向島～尾道	福本フェリー株式会社	125.69	108	180	1	6.50	S45.8	トラック	6		0.3	
第二きりしま	家老渡～上弓削	有限会社家老渡フェリー汽船	86.00	86	300	1	9.10	S42.11	—	—	—	1.0	
第三きりしま	家老渡～上弓削 土生～岩城	有限会社家老渡フェリー汽船 有限会社長江フェリー	80.00	68	300	1	8.50	S40.3	トラック	3		1.0 3.0	
フェリーつばさ	福岡～壱岐～対馬	壱岐・対馬フェリー	1,585.00	12	—	—	20.50	—	トラック (12m)	18			

参考 2 実態調査における課題整理結果【目次】

1. 乗降に関する箇所.....	1	バリアフリー客席（椅子席）.....	20
ボーディングブリッジ.....	1	座席.....	21
乗船設備～エレベーター.....	1	バリアフリー客席（寝台）.....	21
車両甲板.....	2	5. 情報提供に関する箇所.....	25
2. 船内旅客用設備に関する施設.....	3	点状・線状ブロック.....	25
①バリアフリー基準等に基づき整備する施設.....	3	案内板・触知案内図.....	25
バリアフリースイレ.....	3	運航情報提供設備.....	26
便所.....	6	6. その他.....	26
遊歩甲板.....	7	緊急時支援設備等.....	26
食堂.....	8	公衆電話・FAX.....	26
売店.....	8	その他.....	26
②バリアフリー基準等に記載はないが利用する施設.....	9		
案内所（インフォメーションセンター）.....	9		
浴室/シャワー.....	9		
バリアフリー浴室.....	9		
喫煙室.....	12		
授乳室.....	14		
自動販売機コーナー.....	15		
3. 通行部分に関する箇所.....	16		
戸.....	16		
バリアフリー通路.....	16		
階段.....	17		
エレベーター.....	18		
エスカレーター.....	19		
4. 客席等配置に関する箇所.....	20		
車椅子スペース.....	20		

1. 乗降に関する箇所

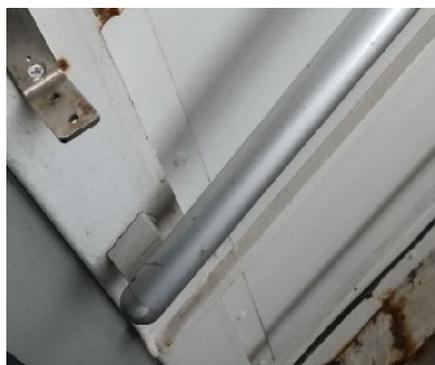
ボーディングブリッジ



① ブリッジ接続部に段差がある



- ② 階段であり、車椅子での利用想定がされていない
- ③ 急こう配の通路のため歩行困難者の利用が難しい



④ 手すりに行先を示す点字が無い

乗船設備～エレベーター



① 乗船口からエレベーターまでの経路の手すりが連続していない

車両甲板



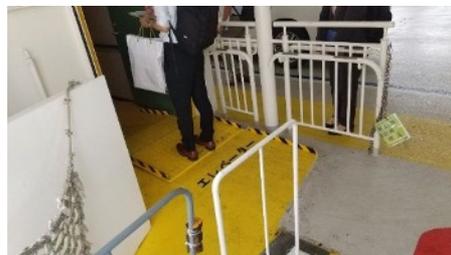
① エレベーター乗口に段差がある



② 客室への入口の表示がない



④ 車両甲板からエレベーターまでの手すりが連続していない
⑤ スロープのカーブに合わせた無理のない走行軌跡が実現できていない



③ 手すりが仮設式であるためがたつく



⑥ スロープからの上がり框部分に隙間がある

2. 船内旅客用設備に関する施設

① バリアフリー基準等に基づき整備する施設

バリアフリースイート



① 大型船舶にも関わらず、扉は自動扉になっていない



① 大型船舶にも関わらず、扉は自動扉になっていない



② トイレを使用中である旨の表示が手動であり、切り替えを忘れる可能性がある



③ トイレを使用中である旨の表示が分かりづらい



③ トイレを使用中である旨の表示が分かりづらい



③ トイレを使用中である旨の表示が分かりづらい



- ④ 出入り口付近に障害物があり、車椅子使用者にとって扉が開けづらい



- ⑤ サニタリーボックスの蓋が引き上げ式のみである



- ⑥ おむつ交換台が便器までの動線にある。台が降りているとトイレの使用が難しくなる可能性がある。※台を戻すのは、軽力で可能であった。



⑦ 緊急通報ボタンは押しボタンのみである。(船全体がそう)



⑦ 緊急通報ボタンは押しボタンのみである。(船全体がそう)



⑦ 緊急通報ボタンは押しボタンのみである。(船全体がそう)



⑧ 介助者と当事者を仕切る配慮(カーテンや仕切り)はない



⑧ 介助者と当事者を仕切る配慮(カーテンや仕切り)はない



⑧ 介助者と当事者を仕切る配慮(カーテンや仕切り)はない



⑨ 鍵のサムターンが小さく操作が困難である

便所



- ① トイレ案内が小さい（ピクトも文字も）



- ② 小便器脇に杖ホルダがない
- ③ 小便器前には、手荷物置きスペースは無い



- ② 小便器脇に杖ホルダがない
- ③ 小便器前には、手荷物置きスペースは無い



- ② 小便器脇に杖ホルダがない



- ④ 手すりつきの水洗器具が1つも無い
- ⑤ トイレ内壁面に手すりがない



- ④ 手すりつきの水洗器具が1つも無い

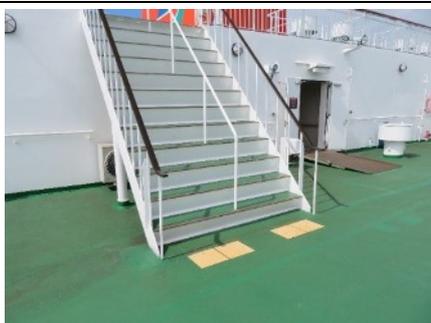


- ④ 手すりつきの水洗器具が1つも無い
- ⑤ トイレ内壁面に手すりがない

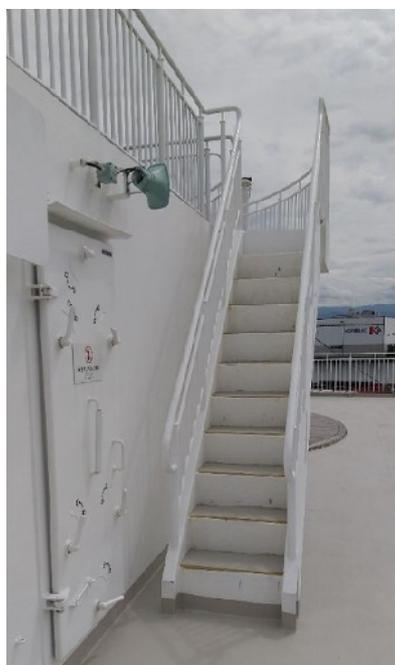
遊歩甲板



- ① スロープ部に手すりが設置されていない
- ② 車椅子使用者単独では扉の開閉は難しい。(扉が重い、取っ手が掴みづらいなど)



- ③ 階段の傾斜が急であり、車椅子使用者等がすべての遊歩甲板を利用できない



- ④ 階段の傾斜が急であり、車椅子使用者等がすべての遊歩甲板を利用できない



- ⑤ 出入口に段がある



⑥ 手すりでの動線上にベンチが設置されている

食堂



① 団体食事スペースには車いすのままの入室が難しい



② レストランを示すピクト表示がない

売店



① サポート対応(高い位置の商品を取る等)についてのアナウンスがない

②バリアフリー基準等に記載はないが利用する施設

案内所（インフォメーションセンター）



- ① インフォメーションを示すピクト表示がない

浴室/シャワー

バリアフリー浴室



- ① 浴槽手前側に手すりが無く、車椅子使用者の方は浴槽が使えない構造である
- ② 単独利用の場合はシャワーチェアを適宜動かし、カーテンを閉め、バスタブ側にあるシャワーヘッドを手にとれる人が前提となる。それ以外は手伝いが必要である
- ③ バスタブ側に緊急通報ボタンがない



- ④ 緊急通報ボタンが設置されていない



⑤ 脱衣スペースに手すりがない



⑥ 浴槽を使わない人にとって、シャンプー、リンス等の備品に手が届きづらい構造である

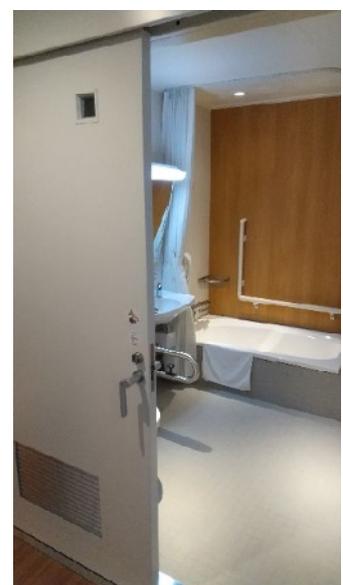
⑦ 浴室内で滑らない工夫がない



⑦ 浴室内で滑らない工夫がない



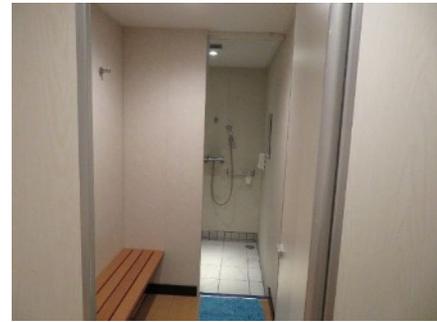
⑧ 浴室内の構造を示す設備がない



⑧ 浴室内の構造を示す設備がない

⑨ 浴室が単体で設置されていない

<大浴場&シャワールーム>



① 脱衣室や浴室、シャワーブース内には手すりがないため、車椅子使用者の入場が難しい



① 脱衣室や浴室、シャワーブース内には手すりがないため、車椅子使用者の入場が難しい



① 脱衣室や浴室、シャワーブース内には手すりがないため、車椅子使用者の入場が難しい



② 浴室内の構造を示す設備がない



③ 入口に段差がある



- ③ 入口に段差がある
- ④ 入口の有効幅員が 80cm 未満である

喫煙室



- ① 入口の有効幅員が 80cm 未満である
- ② 戸は重量もあり、容易に開け閉めはできない



- ① 入口の有効幅員が 80cm 未満である
- ③ 室内の状況が分かりづらい窓である



- ④ 出入口に段がある
- ⑤ 室内で車椅子は転回できない

授乳室



① 出入口の有効幅員が 80cm 未満である



- ① 出入口の有効幅員が 80cm 未満である
- ⑤ 使用中か否かを示す表示がない



② おむつ交換台は車椅子使用者の子育てにも対応できる仕様を検討する必要がある（脚が台の下に入るなど。）



- ⑥ 出入口に段がある
- ⑦ うち開きの防火扉であり、室内空間も狭いため室内動作がしにくい



- ⑦ うち開きの防火扉であり、室内空間も狭いため室内動作がしにくい



- ③ 授乳室部分の仕切りはカーテンのため、常設の椅子ではなく壁面からの展開式椅子等にすると様々な人が使用できる可能性がある。
- ④ カーテンで仕切ると照明がないため暗く見づらくなる

自動販売機コーナー



- ① 最上部の商品ボタンが160cm程度であり、車椅子使用者の手の届く高さではない
- ② 釣銭の取り出し口が低い位置にあり、車椅子使用者の手が届きづらい可能性がある。

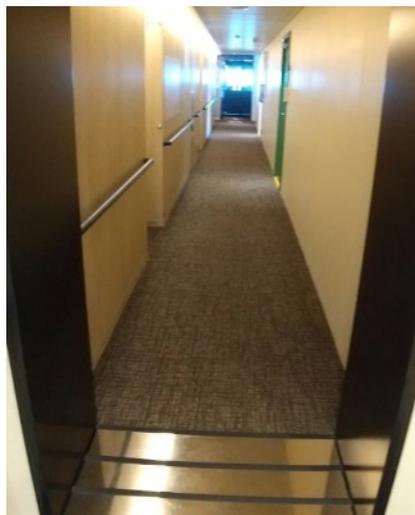


- ③ 車椅子使用者がお札の投入口に手が届きづらい構造である

3. 通行部分に関する箇所

戸

バリアフリー通路



① 通路内にスタッフへの連絡手段は設置されていない



① 通路内にスタッフへの連絡手段は設置されていない

② 通路内の手すりの動線上に障害物がある

階段



- ① らせん構造を模しており、踏面幅が変化するため安全面の課題がある
- ② 蹴上げ高さが16cm以上であり歩きにくい



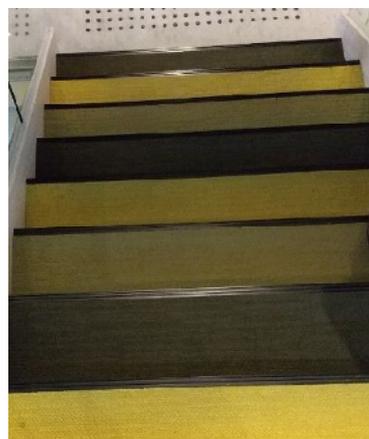
- ② 蹴上げ高さが16cm以上であり歩きにくい
- ③ 踏面の寸法が30cm未満であり歩きにくい



- ③ 踏面の寸法が30cm未満であり歩きにくい



- ④ 笠木を手すりの代わりとしており、事実上手すりが無い状況である。太さも通常の手すりとは異なり掴みづらい



- ⑤ 踏面と境目の色が似ており、段差に気づきにくい

エレベーター



- ① エレベーターの音声案内が「4(階)甲板です」と一般の方には聞き慣れない



- ② 点字ブロックがカーペットで隠れている

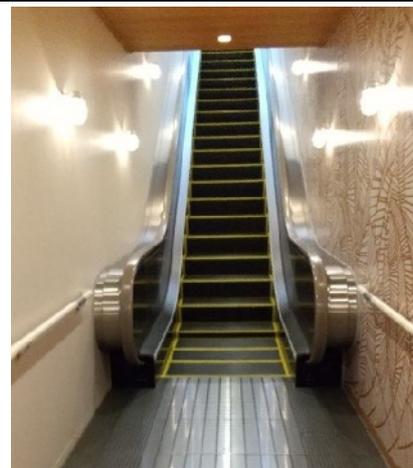


- ③ 鏡の位置が端にあり、車椅子使用者が円滑に出入り出来ない懸念がある



- ④ 各フロアにどのような設備があるのかの案内がない

エスカレーター



- ① 緊急通報ボタンが設置されていない
- ② エスカレーター内での歩行を禁止する案内がない

4. 客席等配置に関する箇所

車椅子スペース



- ① 車椅子スペースを示す表示が小さい

バリアフリー客席 (椅子席)



- ① ベンチシートのひじ掛け部分を無くすことで車椅子から移乗して利用できる可能性が増える
- ② 客室内に手すりが設置されていない
- ③ バリアフリー客室は飲食コーナーに集中的に配置されていたが、座席の 카테고리ごとに用意をする方向性を目指すべきである

座席



- ① 出入口に段差がある
- ② 室内に手すりが設置されていない

バリアフリー客席（寝台）



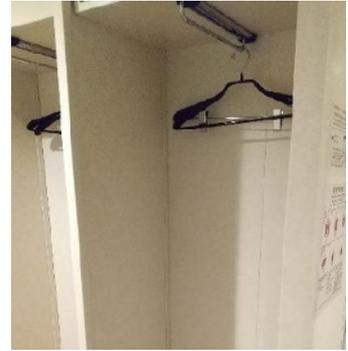
- ① 車椅子使用者2名で利用した場合に、ベッドへの移乗とその後の車椅子置き場を考えると利用が難しい



- ② ローテーブルなどの什器が固定されていると、車椅子使用者の動きが制限される



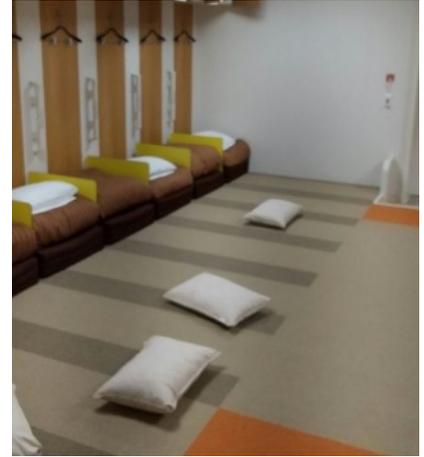
③ ハンガーの位置が高く、車椅子使用者は使えない



③ ハンガーの位置が高く、車椅子使用者は使えない



④ 引き戸のカギは小さいため、操作性に課題がある



⑪ 車椅子スペースから入口部にかけて連続性のある手すりが設置されていない

⑫ 雑魚寝部分（床）に車椅子から直接移乗できる造りではなく、車椅子使用者にも配慮していることを前提とする場合、造りを変更する必要がある



⑤ 空調の操作が天井にあり、車椅子の方の操作は不可能である



⑥ バリアフリー客室全てに点字の地図が設置されているが、情報量が多すぎて、視覚障害者にとっては使いづらい



⑦ カラフルな床面が色弱者には見づらく、物を落とした時、見つけづらい



⑧ 緊急通報ボタンが各部屋にはなく、廊下の両端にしかない
⑨ 緊急通報ボタンにカバーがついており、すぐに押せない構造になっている



⑩ 室内のボタンは一般的なものでボタンの大きさや設置高さが配慮されていない

5. 情報提供に関する箇所

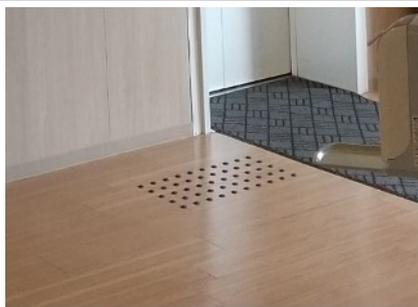
点状・線状ブロック



- ① 天井ブロックの色がくすみ床面と見分けが付きづらい



- ② 点状ブロックの色が目立つ色（黄色など）でないことが多い



- ② 点状ブロックの色が目立つ色（黄色など）でないことが多い



- ② 点状ブロックの色が目立つ色（黄色など）でないことが多い

案内板・触知案内図



- ① 案内板までの誘導がない



- ② 船内案内図の点字開始位置が高く、使いづらい



- ① 案内板までの誘導がない

運航情報提供設備		
<p>■ 運航情報提供設備</p> <p>目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒パブリックスペースに設置されているか。 ⇒聴覚障害や視覚障害に対応しているか（電光掲示、船内放送等）。 ⇒表示方法は分かりやすいか（色、大きさ）。 		
① 運行情報を電光掲示で連絡する装置がない		

6. その他
緊急時支援設備等
公衆電話・FAX
その他

参考3 障害当事者との意見交換会の議事録

- 1 日 時 令和5年12月26日(火) 10:00~12:00
- 2 場 所 WEB(オンライン)
- 3 出席者 社会福祉法人ぽぽんがぽん : 六條 友聡氏
特定非営利活動法人 ちゅうぶ : 堀 篤子氏
特定非営利活動法人自立生活センター・いこらー : 足立 誠氏
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 : 澤田次長、高橋調査役
復建調査設計株式会社 : 福島、中野、藤本
- 4 議事主旨 旅客フェリーのバリアフリー化に関する課題と「ガイドライン」の改善・更新に向けた障害当事者との意見交換を行った。
- 5 配付資料
資料1 旅客フェリーに関するバリアフリー化の意見交換
- 6 会議の内容(議事要旨)
(高橋調査役よりあいさつ)
旅客フェリーのバリアフリー化に関する実態調査及び本意見交換会の目的について説明。

バリアフリー化された施設、設備に関する課題について

復建調査設計より資料説明

(1) バリアフリースイレ

【堀氏】

(1-1) これまでに感じてきた課題

- ・入口扉が重く、開閉しづらい。
- ・入口扉の鍵をかける取っ手が小さく、鍵の開閉がしづらい。

(1-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・船内の各フロアにバリアフリースイレは設置すべきである。
- ・バリアフリースイレは、多目的な施設であり、様々な用途があるため、利用者が多くなると空室の時間が短くなりやすい。そのため、長時間の利用を避けるために機能分散もしくは複数箇所を設置すべきである。
- ・車椅子使用者は、扉に向かって対面方向からアクセスする場合と横方向からアクセスする場合がある。そのため、どちらの場合でも扉の開閉が行いやすくなるように、設計すべきである。
- ・バリアフリースイレ内に介護シート(ユニバーサルベッド)は必須である。介護シートを設置することで、結果的にバリアフリースイレ内におむつ交換台は必要が無くなる可能性がある。

- ・一般的なトイレに関しても、手すりの設置や入口扉の幅の確保を行うべきである。従来、バリアフリートイレを使用していた利用者の一部が一般的なトイレを利用できるようにすることで、バリアフリートイレが空室になる時間が増える可能性がある。

【六條氏】

(1-1) これまでに感じてきた課題

- ・浴室とトイレが同じスペース内にあり、機能分散ができておらず、どちらかが使用されていた場合にもう片方が使用できない。

(1-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・右利き左利きの双方に対応できるような手すりを設置すべきである。

【足立氏】

(1-1) これまでに感じてきた課題

- ・入口扉の有効幅員に問題はないが、トイレ内に入った瞬間に障害物があることはよくある。

(1-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・便房の後ろに背もたれがないことで後ろに仰け反り、備品を壊してしまう例もある。そのため、便房に座る際の背もたれが必要である。

(2) 手すり

【六條氏】

(2-1) これまでに感じてきた課題

- ・手すりが連続せずに途切れる又は曲がっており、手すりを辿りながらの移動はしづらい。

(2-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・手すりのつなぎ目を連続したものに改善するべきである。

【堀氏】

(2-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・船全体において、バリアフリー経路を明確化し、手すりが必須となる場所に手すりがない状況を避けるために、手すりの配置やレイアウトの在り方をまず示すべきだと考えられる。
- ・視覚障害者は、船内を移動する際に、自身がどこにいるのかよく分からなくなることがある。そのため、手すりに点字だけでなく、現在位置を示す工夫を施すべきである。
- ・場所によっては手すりに体重をかける必要がある。そのため、丈夫な手すりが必要となる場所と丈夫な手すりを設置する旨は記載すべきである。
- ・右利きや左利きの違いや片手が麻痺している方の利用を想定し、通路の両側に手すりを設置するべきである。

【足立氏】

(2-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・手すりの形状が変わると、握り方や力の入れ方が変わる。使用者にとってはどの手すりも同じ

ような造りの方が望ましいため、手すりの形状は統一すべきである。

(3) 段差

【堀氏】

(3—1) これまで感じてきた課題

- ・車両甲板内で、簡易電動の車椅子では乗り越えられない段差がある。
- ・段差に車椅子の後ろ側のステッピングバーが引っ掛かったことがある。

【足立氏】

(3—1) これまで感じてきた課題

- ・段差が船内で散見された。

【六條氏】

(3—2) 段差に関する改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・段差をなるべく小さくする旨を記載する場合、例えば4cmの段差でも小さいものと誤解される場合がある。そのため、基準に段差は何センチ以内に抑える旨を明確に示すべきである。
- ・段差を設けるべきでない箇所に段差ができないように、段差を設けてはいけない出入口がどこなのかを示すべきである。

(4) スロープ

【足立氏】

(4—1) これまで感じてきた課題

- ・スロープの勾配が急で通過しづらい。

【六條氏】

(4—1) これまで感じてきた課題

- ・乗船口の傾斜が急である。

【堀氏】

(4—2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・手すりや脱輪防止の工夫が必要である旨をガイドラインに記載すべきである。

(5) バリアフリー客室（寝台）

【足立氏】

(5—1) これまで感じてきた課題

- ・個室の出入口が狭く、車椅子が引っ掛かりドアが閉まらない。
- ・室内に設置されている丸テーブルが重く動かさないため、車椅子での移動の際に障害物になる。
- ・車椅子利用者にとって、ソファは座った際に身体が沈むことから利用を避ける傾向にある。

折り畳めないソファが設置されており、車椅子利用者にとってソファは必要ではないため室内が狭くなる。

(5—2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・船内に設置するものに関して、車椅子利用者にとって移動の障害物とならないように折り畳み式や軽いものとすべきである。
- ・バルコニー等、室内の全ての空間が利用できるようにすべきである。

【六條氏】

(5—1) これまで感じてきた課題

- ・入口扉が重く、車椅子利用者は後ろ向きでなければ入室できない。
- ・室内に転回スペースが無く、自由に移動が出来ない。

(5—2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・ベッド等の設備の下の部分を空洞にすることで、車椅子の動作が行いやすくなることもあるため、出来る限り工夫を施す。
- ・ドアは車椅子利用者でも開閉が容易な引き戸とするべきである。

【堀氏】

(5—1) これまで感じてきた課題

- ・車椅子利用者は、ベッドに移乗する際に、手すりで身体を支えながら移乗する。しかし、ベッド付近に手すりは設置されておらず、車椅子利用者のベッドへの移乗が想定されていない。
- ・バリアフリー対応としている和室があったが、手すりが設置されているのみで、緊急事態であることを示すためのフラッシュランプもない状況であった。

(5—2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・バリアフリー対応されている客室であれば、車椅子利用者が室内を自由に移動するための転回スペースがあることが必須である。
- ・非常時にフラッシュランプ等で聴覚障害者に船内の異常を知らせる工夫を施すことは重要である。
- ・ファミリールーム等に少しでも工夫を施すと、車椅子利用者等も宿泊できる部屋になる。そのため、入口扉の幅や転回スペースの確保、手すりの設置等のバリアフリー化をすべきである。

(6) バリアフリー浴室

【足立氏】

(6—1) これまで感じてきた課題

- ・浴室に入る際に段差があった。
- ・脱衣スペースに長椅子が設置されていたが、サイズが小さく、身体を支えるスペースが狭いという点で着脱しづらかった。

(6—2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・段差をやむを得ず設ける場合、必ずスロープを設置すべきである。

【堀氏】

(6-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・ 移乗ボードを配置する等、車椅子から浴槽内に移乗して入りやすくする工夫が必要である。
- ・ 浴室内の動作は、基本的に決まっているため、動作を想定した手すりの配置を行うべきである。
- ・ 車椅子使用者は高い位置に手が届きづらいため、シャワーや手すりの設置位置を考慮する必要がある。
- ・ 車椅子に座ったまま着替えるのは難しいため、脱衣室内には着替えるための長椅子と手すりがセットで設置されている必要がある。
- ・ 浴室、脱衣室内全体を通して車椅子使用者の使用を想定したレイアウトとする必要がある。

(7) 緊急通報ボタン

【足立氏】

(7-1) これまで感じてきた課題

- ・ 緊急通報ボタンは、高い位置に設置されていることが多く、低い位置に設置されていないことがよくある。緊急通報ボタンは、転倒時に使用することが多いので、高い位置にあると転倒時に手が届かない。

【六條氏】

(7-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・ 緊急通報ボタンを使用するのは転倒時等であり、低めの場所に設置すべきである。

(8) 車椅子スペース

(8-1) これまで感じてきた課題

- ・ 特になし

【堀氏】

(8-2) 改善要望、ガイドラインに記載すべき内容

- ・ 各所に設置されている椅子を固定式にしないことで、車椅子使用者もパブリックスペースを利用できるようにする必要がある。

バリアフリー化されていない施設、設備に関する課題について

復建調査設計より資料説明

(バリアフリー化されていない施設、設備への改善要望)

【堀氏】

- ・ 一般客室においても障害者が利用できるようにバリアフリー化してほしい。
- ・ 食堂が夜間に開放されており、食堂内は広いため車椅子使用者が集うためのスペースとして利

用できる事例があった。一般の利用者は談話室のような狭いスペースでも集まりやすいが、車椅子利用者にとっては狭く集まりづらいので、広いスペースを確保する工夫があると良い。

【六條氏】

- ・食券機は上の方にボタンがあり、車椅子利用者にとっては届かない位置なので、食券機もバリアフリー化すべきである。ビアサーバーに手が届かないこともあった。

【足立氏】

- ・毛先の長い絨毯は、電動車椅子以外の車椅子では移動がしづらかったので、床材や絨毯にも配慮が必要である。
- ・救命胴衣が車椅子利用者にとっては着脱しづらい形状のものがあつた。命に関わることなので、車椅子使用者に配慮した形状にすべきである。

（運用面や船員のサービス等について）

【堀氏】

- ・乗務員の接遇（ホスピタリティ）は熱心である一方、ハード面に課題があると感じている。障害当事者の意見が反映されているとは言い難い。
- ・設備や施設単体の設計だけでなく、実際に設備を利用するシーンを思い描きながら備品等の配置を考慮すべきである。
- ・乗務員は、障害者手帳を提示してもらうことで、どの部屋の利用者が聴覚障害者なのかを把握し、非常時に障害者のもとへすぐに駆け付ける体制をとっていると説明を受けたことがある。しかし、実際に聴覚障害者全員を把握できているのか疑問の残る事例があつた。
- ・トイレやシャワールームを1つだけ設置するのではなく、旅客船の定員に見合った数を設置すべきである。

【六條氏】

- ・避難の際にどう行動すべきなのか障害当事者は分からないため、避難訓練等ができれば良いと考えられる。
- ・一度造船すると、設計や配置を変更できない点が出てくる。そのため、造船時の設計段階から障害当事者に協力いただき、検討することが非常に重要である。

【足立氏】

- ・バリアフリールームの作成や一般的な施設、設備をバリアフリー化し、障害者でもすべての施設を利用できるようにすべきである。

以上

参考4 各課題に対するガイドライン改定の方針案の検討

図表 参考4-1 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (1/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 例：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 例：実態調査で把握した課題 例：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
-	船全体、設計者・ 乗務員 (総論)	例：船内の全ての施設・設備のうち、障害者が利用できないものがある	-	-	・旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方 (p.3) に、すべての施設・設備についてもバリアフリー化し、障害者等でも利用できるようにする旨を記載する	6
		例：施設・設備内の備品等が、障害者が実際に施設・設備を利用するシーンを想定した配置となっていない	-	-	・旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方 (p.3) に、以下の①、②を記載する ①施設・設備内に備品を配置する場合、障害者等が実際に施設・設備を利用するシーンを想定して配置する ②造船してしまうと、設計や配置を変更できない点が出てくる。そのため、造船時の設計段階から障害当事者の協力を得て、設計や配置を検討する	6
		例：段差が船内で散見された	-	-	・「段差の解消」とは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を記載する	6
		例：スロープに関する課題が散見された	-	-	・スロープと緊急通報ボタンについては、新たに整備項目を設け、基準の仕様等を整理・集約し参照できるようにする ・スロープの整備項目内には、以下の①、②、③を記載する ①前提として、スロープの設置が必要となる段差を設計時に設けない旨を記載する ②スロープの設置が避けられない場合は、通行時に方向転換が必要となるスロープを設置しない旨を記載する ③方向転換が必要となるスロープを設置する場合、方向転換時の転回スペースを確保する旨を記載する。なお、転回スペースは、90度回転を強い場合、JIS規格に適合したハンドル形電動車椅子での方向転換も可能となる1.2m×1.2mの空間を確保する旨を記載する ※出典：経済産業省 ハンドル形電動車いす関係資料	6
		例：緊急通報ボタンに関する課題が散見された	-	-	・ガイドライン本編の見方 (p.20) に、推奨の仕様は将来的に基準となる種、重要な記載である旨を記載する	6
		例：旅客フェリーの設計者や乗務員は、ガイドライン内の基準・推奨の仕様の記載が将来的に基準となる旨を理解していない懸念がある	-	-	・バリアフリー経路の基本的考え方 (p.10) に、幅は基本的に150cm確保することが望ましい旨を記載する。120cm程度とする場合は、通路途中の車椅子のすれ違い・転回場所を、50mごとではなく20mごとに設置する旨を記載する	6
		例：車椅子の大型化に伴い、バリアフリー通路1の幅80cmでは通行できなくなる可能性がある	-	-	・旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方 (p.3) に、旅客船の設計者や乗務員は、研修や利用者からの要望をくみ取る等を通し、障害者等への基本的な知識を身に付ける旨を記載する ・造船時の設計段階から、障害当事者に協力をいただいた上で施設・設備のバリアフリー化を検討する旨を記載する	6
		例：旅客フェリー内の全体を通し、基本的な設備の設計や運用方法に不備が見られ、旅客フェリーの設計者や乗務員が障害者等への基本的な知識を十分に習得できていない	-	-	・バリアフリー経路外においても段差の無い平らな状態とし、やむを得ず段差を設ける必要がある場合は、車椅子での移動の支障が出ない2cm以下に抑える。もしくは段差を解消させるためのスロープを設置する旨を記載する	6
		例：段差に車椅子の後ろ側のステッピングバーが引っ掛かったことがある	-	-	・床材に絨毯を使用する場合、車椅子での移動がしやすいように、毛先が短いものを使用する旨を記載する	6
		例：船内の各所に設置されている椅子が固定式であり、車椅子使用者がパブリックスペースを利用できない	-	-	・旅客船バリアフリー施設整備の基本的考え方 (p.3) に、船内の各所に設置されている椅子のうち、車椅子使用者が利用できるように取り外し可能な椅子を設ける旨を記載する。なお、利用が想定される船内の各所に可能な限り設置するものとする	6
1-1	乗降用設備/舷門 (ボーディングブリッジ)	例：ブリッジ接続部に段差がある	記載あり	・スロープの厚みによる段差は2cm以下とする (p.32) ・段差・勾配を設ける場合には、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする (p.32) ・記載内容が不十分 ※基準の仕様【構造】 ※推奨の仕様【構造】	・ガイドラインの記載内容を、段差は設けない旨に変更する ・基準の仕様に、段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を追記する	2
		例：手すりが仮設式であるためたたく	記載あり	・p74の通路の手すりを参照する旨を記載 (p.32) ※推奨の仕様【手すり】 【参照先】 ・高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり (例えば2段手すり等) とする。 (p.74、通路の手すり) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【手すり】	・通路の手すりの整備項目の推奨の仕様に、仮設式の手すりを設置する場合、たつき等が無いように配慮する旨を追記する	2
		例：一般乗船口がバリアフリー対応しておらず、代替経路として船内のエレベーターを障害者には案内しているが、高齢者をはじめとした歩行が困難な利用者には、代替経路を案内していない	記載なし	-	・推奨の仕様に、代替経路としてエレベーター等のバリアフリー経路を利用者に案内する旨を記載する	3
		例：乗船口の傾斜が急である	記載あり	・勾配は1/12以下とする。(p.32) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【勾配】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1

図表 参考 4-2 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (2/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 調：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
1-6	カーフェリー／車 両区域	調：客室への出入口の表示がない	記載なし	-	・推奨の仕様に、車両甲板からの出入口には、行先を示す表示を設ける旨を記載する	3
		意：簡易電動の車椅子では乗り越えられない段差がある	記載あり	・段差がある場合は、極力小さくする。(p.44) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【段差解消】	・ガイドラインの記載内容を、段差は設けない旨に変更する ・推奨の仕様に、段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を追記する	2
1-7	カーフェリー／車 両区域出入口から 甲板室出入口まで	調：エレベーター乗口に段差がある	記載あり	・段差がある場合は、極力小さくする (p.47) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【段差解消】	・ガイドラインの記載内容を、段差は設けない旨に変更する ・推奨の仕様に、段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を追記する	2
		調：車両甲板からエレベーターまでの手すりが連続していない	記載あり	・可能な限り連続して設置する。(p.47) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【手すり】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げし、その際に記載内容を、「手すりは連続したものを設置する」に変更する	1
		調：スロープのカーブに合わせた無理のない走行軌跡が実現できていない	記載あり	・通路の末端付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること (p.47) ・曲がり角の出角はすみきりまたは、曲面とする (p.47) ・記載内容が不十分 ※基準 (6) ※推奨の仕様【通路の形状】	・新たに設けるスロープの整備項目を参照する旨を記載し、参照先に①、②、③を追記する ※以下の2つの課題についても同様 ①前提として、スロープの設置が必要となる段差を設計時に設けない ②スロープの設置が避けられない場合は、通行時に方向転換が必要となるスロープを設置しない ③方向転換が必要となるスロープを設置する場合、方向転換時の転回スペースを確保する旨を記載する。なお、転回スペースは、90度回転を強い場合、JIS規格に適合したハンドル形電動車椅子での方向転換も可能となる1.2m×1.2mの空間を確保する ※出典：経済産業省 ハンドル形電動車いす関係資料	2
		調：スロープからの上がり幅部分に隙間がある	記載なし	-	・スロープの整備項目内に、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険とならないような構造及び配置を考慮する旨を記載する	3
		意：スロープの勾配が急で通過しづらい	記載あり	・スロープ板の勾配は1/12以下とする。(p.47) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【段差解消】	・左に示すガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1

図表 参考 4-3 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (3/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 例：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 例：実態調査で把握した課題 例：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
II-3	高齢者障害者等用 便房（バリアフ リートイレ）（独 立型）	例：出入口付近に障害物があり、車椅子使用者にとって扉が開けづらい	記載あり	・出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保する（p.58） ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【出入口の戸】	・推奨の仕様は、出入口の戸周辺は出入りに支障のないような空間を確保するために、他の設備を設置しない旨を追記する	2
		例：船内の各フロアにバリアフリートイレが設置されていない	記載なし	-	・推奨の仕様は、船内のバリアフリートイレの設置が1箇所のみの場合、集中的に利用されるため、利用者が利用できないケースが発生しやすい。そのため、客席のある各フロアにバリアフリートイレを設置する旨を記載する	3
		例：おむつ交換台が便器までの動線上にある。おむつ台の曇り忘れがある場合、トイレの使用が難しくなる可能性がある ※台を戻すのは、軽い力で可能であった	記載あり	・曇り忘れてあっても車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗った状態でも置ける構造、位置となるよう配慮が必要（p.56） ・記載内容が不十分 ※基準等の解説・配慮事項【おむつ交換シート】の取付け	・基準等の解説・配慮事項に、備品全般について移動や動作の支障とならない位置に設置すべき旨を追記する	2
		例：トイレを使用中である旨の表示が手動であり、切り替えを忘れる可能性がある	記載あり	・便房の戸には確認しやすい大きさ、色（参考資料3参考2-2-5参照）により使用可否を表示することが望まれます。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望まれます。（p.56） ・記載内容が不十分 ※基準等の解説・配慮事項【戸の表示】	・基準等の解説・配慮事項に、「使用中」等の文字の切り替えは、施設・開錠の際に自動的に切り替わるものが望ましい旨を追記する	2
		例：鍵のサムターンが小さく操作が困難である。また、トイレを使用中である旨の表示が分かりづらい	記載あり	・容易に施錠できる形式とし、非常時に外から解錠できるようにする（p.61） ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【鍵】 ・便房の戸には確認しやすい大きさ、色（参考資料3参考2-2-5参照）により使用可否を表示することが望まれます。（p.56） ・記載内容が不十分 ※基準等の解説・配慮事項【戸の表示】	・推奨の仕様は以下の①、②、③を追記する ①手指で鍵を操作できない人は、手の甲や肘などにより操作するため、鍵は大型のレバーハンドル錠とする旨を追記する ※出典：建築設計標準（令和2年度改訂版） ②使用中である旨の表示は容易に判別できるものとし、鍵を閉めた際に自動的に切り替わるものとする ③容易に判別できるものとしては、大きな表示、色ではなく文字による表示、ランプ等が挙げられる	2
		例：バリアフリートイレの設計の際、広さが決まった後に備品などを設置する傾向にある	記載なし	-	・基準等の解説・配慮事項に、備品等を設置したとしても有効寸法として車椅子使用者が円滑に動けるスペースを確保できるように設計する旨を記載する	3
		例：サンタリーボックスの蓋が引き上げ式のみである	記載なし	-	・推奨の仕様は、その他トイレ内に設置する備品は、高齢者、障害者の円滑な利用に適した通りとする旨を記載する ・好事例を掲載する	3
		例：介助者と当事者を仕切る配慮（カーテンや仕切り）はない	記載なし	-	・推奨の仕様は、介助者と当事者を仕切る配慮を設ける旨を記載する	3
		例：介護シート（ユニバーサルベッド）が設置されていない	記載あり	・乳児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。（p.58） ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【おむつ交換シート】	・推奨の仕様は、バリアフリーイレ内には、大人の方がおむつ替えができるように介護用シートを優先的に設置する旨を記載する	3
		例：便房の後ろに背もたれがないことで後ろに仰け反り、備品を壊してしまう例もある	記載あり	・利便性の観点から便座には便蓋を設けず背もたれを設け、便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮することも必要です。（p.56） ・記載内容が十分 ※基準等の解説・配慮事項【便器】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
例：利き手がどちらの場合においても利用しやすい手すり設置されていない	記載あり	・大機器用に、壁に手すりを設け、視覚障害者、歩行困難者の動作を容易にする。（p.63） ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【手すり】	・推奨の仕様は、利き手がどちらの場合においても利用できるように、便器の両側に手すりを設置する旨を追記する	2		
例：機能分散が出来ていない ※バリアフリーイレは多目的な施設であり、様々な用途がある。そのため、利用者が多くなる傾向にあり、空室の時間が短くなりやすい	記載なし	-	・推奨の仕様は、以下の内容を記載する 「バリアフリーイレ内にあるおむつ交換台への利用が集中し、車椅子使用者等が利用したいときに使えない場合がある。このため、機能分散を図る観点から、必要に応じて一般的な便所内にもおむつ交換台を設置することも有効である。」	3		
II-5	便所	例：手すり付きの水洗器具が1つも無い	記載あり	・手を洗うための水洗器具のうち少なくとも1カ所には手すりを設ける（p.63） ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【手すり】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
		例：トイレ内壁面に手すりが無い	記載なし	-	・推奨の仕様は、トイレ内の移動を円滑に行えるよう手すりを設置する旨を記載する	3
		例：小便器脇に杖ホルダがない	記載なし	-	・推奨の仕様は、1以上設置する床置き小便器や壁掛式小便器の横には、杖ホルダを設置する旨を記載する	3
		例：小便器前には、手荷物置きスペースは無い	記載なし	-	・推奨の仕様は、小便器前に奥行き20cm程度の手荷物置きスペースを設置する旨を記載する ※出典：「誰もが利用しやすい建築物の整備ガイド」	3
		例：トイレ案内が小さい（ピクトも文字も）	記載なし	-	・推奨の仕様は、案内表示は大きなものを設置する旨を記載する	3
		例：男性用便所にサンタリーボックスが設置されていない	記載なし	-	・推奨の仕様は、男性用便所にもサンタリーボックスを設置する旨を記載する ※尿漏れパッド等を使用している利用者も想定されるため	3
		例：大機器の便所内に手すりが無い。手すりがあれば高齢者等が利用し、バリアフリーイレの利用率が低下する	記載あり	・腰掛便座及び手すりが設けられた便房を1以上設けること。（p.63） ・大機器用に、壁に手すりを設け、視覚障害者、歩行困難者の動作を容易にする。（p.63） ・記載内容が不十分 ※基準（5） ※推奨の仕様【手すり】	・推奨の仕様は、高齢化の進展やバリアフリーイレの利用率を下げる効果に加え、腰掛便座及び手すりが設けられた便房を複数設けることが望ましい旨を追記する	2
例：出入口の幅が80cm未満である ※従来、バリアフリーイレを使用していた利用者の一部が一般的な便所を利用できるようにすることで、バリアフリーイレが空室となる可能性がある	記載なし	-	・推奨の仕様は、出入口の有効幅員を90cm以上とする旨を記載する ※車椅子の大型化に伴い、有効幅員80cmでは出入りが困難な場合があるため	3		

図表 参考4-4 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (4/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 両：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
II-6	遊歩甲板 ※バリアフリー客 座と同一甲板に設 置	調：階段の傾斜が急であり、車椅子使用者等がすべての遊歩甲板を利用できない	記載なし	-	・推奨の仕様に、高齢者や障害者などを含めた利用者がすべての遊歩甲板を利用できるような構造とする旨を記載する。 ・具体例として、遊歩甲板内に昇降用設備を設置する場合、車椅子使用者も利用できる設備も設置し、すべての利用者が平等に遊歩甲板内を利用できるものとする旨を記載する	3
		調：スロープ部に手すりが設置されていない	記載なし	-	・新たに設けたスロープの整備項目を参照する旨を記載する ・スロープの整備項目内に、手すりを組みながらスロープを通行する方がいるため、スロープの両側に手すりを設置する旨を記載する ・スロープの整備項目内に、車椅子でスロープを通行する際に脱輪の危険性もあるため、脱輪防止の工夫が必要である旨を記載する	3
II-7	食堂	調：団体食事スペースには早いそのままの入室が難しい	記載なし	-	・推奨の仕様に、食堂内の設備（団体用の個室等）も車椅子使用者の利用が出来るよう配慮する旨を記載する	3
		調：レストランを示すピクト表示がない	記載なし	-	・推奨の仕様に、食堂を示すピクト表示を設置する旨を記載する	3
		意：食券機は上の方にボタンがあり、車椅子使用者にとって手が届かない	記載なし	-	・推奨の仕様に、車椅子使用者でも利用できる備品を設置する旨を記載する ・推奨の仕様に、車椅子使用者は食券機の上部のボタンに手が届きづらいため、食券機のバリアフリー対応を実施する旨を記載する	3
		意：ピアサーバーに手が届かない	記載なし	-	同上	3
II-8	売店	調：サポート対応（高い位置の商品を取る等）についてのアナウンスがない	記載なし	-	・推奨の仕様に、「困りごとがあれば、スタッフに相談ください」等のアナウンスを事前に行う旨を記載する	3
III-2	通路の手すり	調：連続性のある手すりが設置されていない	記載あり	・高齢者や車椅子使用者以外の肢体不自由者利用を助成して、連続して設置する。(p.74) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【手すり】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
		調：旅客フェリーの設計者や乗務員が、手すりの本来の機能を十分に理解できていない	記載あり	・手すりとは、「手すり、握り手その他これに類する設備」をいい、高齢者や歩行困難者が歩行時に、船舶のゆれなどで転倒などしないように、これらの手すりを設ける必要がある。(p.74) ・記載内容が不十分 ※基本的な考え方	・基本的な考え方に、「手すりは、高齢者、障害者等にとって、以下のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ、内容に応じて適切な場所に設ける」旨を記載する ・安全確保(転倒防止) ・立ち上がり補助(身体支持) ・移動補助 ・視覚障害者等の誘導 ※出典：建築設計標準（令和2年度改正版）	2
		調：通路内の手すりの動線上に椅子が設置されており、手すりが使えない	記載あり	・高齢者や車椅子使用者以外の肢体不自由者の利用を助成して、連続して設置する (p.74) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【手すり】	・推奨の仕様に、手すりの動線上に障害物がある場合、手すりを迫りながら移動できなくなるため、障害物を設置しない旨を記載する	2
		意：通路の両側に手すりが設置されていない ※利き手の違いや、片手が麻痺している方の利用を想定した場合、両側に設置すべきである	記載あり	・構造上支障がない範囲で両側に連続して取り付ける (p.74) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【手すり】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
		意：手すりの形状が統一されていない ※手すりの形状が変わると、握り方や力の入れ方が変わり、使用者にとってはどの手すりも同じ感覚で利用したいと考えている	記載あり	・手すりの形状は、丸状で直径3～4cm程度とする (p.74) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【手すりの形状】	・推奨の仕様に、場所ごとに手すりの握り方や力の入れ方が変わると利用がしづらくなるため、どの手すりにおいても形状は統一する旨を記載する	2
		意：手すりに現在位置を示す点字が設置されていない ※視覚障害者は、船内の移動の際に自身の居場所が分からなくなることがあるため、現在位置を示す工夫も必要である	記載なし	-	・推奨の仕様に、視覚障害者は、船内の移動の際に自身の居場所が分からなくなることがあるため、手すりに現在位置を示す点字を設置する旨を記載する	3

図表 参考 4-5 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (5/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 調：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
III-5	バリアフリーエレ ベーター2	調：鏡が小さく端にあり、車椅子使用者が円滑に出入り出来ない懸念がある	記載あり	・スルー型や直角二方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況（特に足元）が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。（p.86） ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【鏡】	・背後の状況が把握しやすい鏡の設置事例を掲載する	2
		調：各フロアにどのような設備があるのかの案内がない	記載なし	-	・推奨の仕様に、操作盤付近には、各フロア内にどのような設備があるのかを示す案内を設ける旨を記載する	3
		調：エレベーターの音声案内が「4（階）甲板です」と一般の方には聞き慣れない	記載なし	-	・推奨の仕様に、音声案内は一般の方でも理解しやすい案内とする旨を記載する	3
		調：緊急通報ボタンを押した際に、スタッフに伝わっている様子を聴覚障害者に示せる工夫がなかった	記載なし	-	・推奨の仕様に、緊急通報ボタンを押した際に、ランプや文字など目に見える形でスタッフに伝わっている様子を示せる工夫を旨を記載する	3
IV-1	車椅子スペース	調：車椅子スペースの設置意義が理解されず、空きスペースに設置されている	記載あり	・旅客定員 100 人ごとに 1 以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。（p.89） ・記載内容が不十分 ※基準	・基本的な考え方に、車椅子スペースの本来の役割は、車椅子に乗車したままパブリックスペースを円滑に利用できるようにするためのものである旨を追記する。 ・推奨の仕様に、2名以上の車椅子使用者や同行者についても配慮したものとする旨を追記する	2
		調：車椅子スペースを特定の場所に集中的に配置し、必須である設置台数を満たしている様子が見られた	記載あり	・旅客定員 100 人ごとに 1 以上の割合で、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを車椅子使用者が円滑に利用できる場所に設けなければならない。（p.89） ・記載内容が不十分 ※基準	・推奨の仕様に、車椅子スペースは利用が想定される船内の各所に可能な限り設置する旨を追記する	2
		調：車椅子スペースを示す表示が小さい	記載なし	-	・推奨の仕様に、車椅子スペースを示すピクト表示は、大きいものを設置する旨を記載する	3
		意：船内に、車椅子使用者が集える広いスペースが確保されていない	記載なし	-	・推奨の仕様に、一般の利用者は談話室のような狭いスペースでも集まりやすいが、車椅子使用者にとっては狭く集まりづらいため、船内に車椅子使用者が集える広いスペースを確保する旨を記載する	3
IV-2	バリアフリー客席 <椅子座>	調：客室内に連続した手すりが設置されていない	記載あり	・手すりが設けられていること。（p.92） ・記載内容が不十分 ※基準（5.2（3））	・推奨の仕様に、手すりは可能な限り連続したものを設置する旨を追記する	2
		調：バリアフリー客室は飲食コーナーに集中的に配置されていたが、座席のカテゴリーごとに用意をする方向性を旨すべきである	記載なし	-	・推奨の仕様に、客室は船内の一方所に集中して設置せず、分散して設置することが望ましい旨を記載する	3

図表 参考 4-6 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (6/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 例：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 例：実態調査で把握した課題 例：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号	
IV-4	バリアフリー客席 <寝台>	例：ローテーブルなどの什器が固定されていると、車椅子使用者の動きが制限される	記載あり	・寝台のある部屋の中に幅が140cm以上及び奥行が135cm以上である広さ、または、直径150cm以上の円形の空間が確保できる広さを有しており、かつ、車椅子使用者が部屋の出入口、寝台及び当該広さの場所の間の移動を円滑に行うことが可能であること。(p.97) ・記載内容が不十分 ※基準の仕様【構造】	・基準の仕様に、備品を設置する場合、車椅子使用者の動きが制限されないように配置し、固定器具の設置は避ける旨を追記する	2	
		例：ハンガーの位置が高く、車椅子使用者は使えない	記載あり	・ロッカーやシャワーヘッド掛けは、車椅子使用者の利用に配慮した高さとする。(p.98) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【客室】	・推奨の仕様に、すべての備品は車椅子使用者の利用に配慮し、100~120cm以下に設置する旨を追記する ※出典：建築設計標準	2	
		例：空調の操作が天井にあり、車椅子使用者の操作は不可能である	記載あり	同上	同上	同上	2
		例：緊急通報ボタンが各部屋にはなく、廊下の両端にしかない	記載あり	・通報装置を設置する。(p.98) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【呼出ボタン】	・推奨の仕様に、各部屋の中に設置する旨を追記する ・新たに設ける緊急通報ボタンの整備項目を参照する旨を追記する	2	
		例：緊急通報ボタンにカバーがついており、すぐに押せない構造になっている	記載あり	同上	・新たに設ける緊急通報ボタンの整備項目を参照する旨を追記する ・緊急通報ボタンの整備項目内に、設置場所は、プライベート空間で車椅子からの移乗を想定される場所の近くに設置する旨を追記する	2	
		例：車椅子使用者2名で利用した場合に、ベッドへの移乗とその後の車椅子置き場を考えると利用が難しい	記載あり	・図にて、ベッド間の距離は120cm程度とする旨が記載されている。(p.98) ・記載内容が十分 ※推奨の仕様【寝台レイアウト】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1	
		例：バリアフリー客室全てに点字の地図が設置されているが、情報量が多く、視覚障害者にとっては使いづらい	記載なし	-	・推奨の仕様に、点字の地図を設置する場合、情報過多とならないようにする旨を追記する	3	
		例：カラフルな床面は色弱者にとって見づらく、物を落としたり見つけづらい	記載なし	-	・推奨の仕様に、床面の色は、色弱者にとって見やすいようにカラフルな色を避ける旨を追記する	3	
		例：室内のボタンは一般的なものであり、ボタンの大きさや設置の位置の高さが配慮されていない	記載なし	-	・推奨の仕様に、室内のボタンは車椅子使用者の手の届く高さに設置し、大型で操作が容易なものを設置する旨を追記する	3	
		例：引き戸のカギが小さく、操作性に課題がある	記載なし	-	・推奨の仕様に、扉の鍵は自動的に開錠・施錠されるものが望ましい旨を追記する ・推奨の仕様に、扉の鍵を手動とする場合、手指の不自由な人でも施錠の操作がしやすい大型のレバーハンドル錠等とする旨を追記する ※出典：建築設計標準	3	
		例：車椅子使用者では利用できない一部の空間（バルコニー等）が室内にあった	記載あり	・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。(p.98) ・記載内容が不十分 ※基準(5.2(2))	・基準の仕様に、バルコニー等も含め、客室内の全ての空間をバリアフリー対応する旨を追記する	2	
		例：バリアフリー対応としている和室があったが、室内は手すりや設置されているのみで、緊急事態であることを示すためのフラッシュランプもない状況であった	記載あり	・視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望まれます。(p.94) ・記載内容が十分 ※基準等の解説・配慮事項【緊急時への備え】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1	
		例：車椅子の転回スペースがない	記載あり	・寝台のある部屋の中に幅が140cm以上及び奥行が135cm以上である広さ、または、直径150cm以上の円形の空間が確保できる広さを有しており、かつ、車椅子使用者が部屋の出入口、寝台及び当該広さの場所の間の移動を円滑に行うことが可能であること。(p.97) ・記載内容が十分 ※基準の仕様【構造】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1	
		例：室内に折り畳めないソファが設置されており、車椅子使用者はソファを使用しないため、室内が狭くなる	記載なし	-	・推奨の仕様に、船内に設置するものに関して、車椅子使用者にとって移動の障害物とならないように折り畳み式や軽いものとする旨を追記する	3	
		例：ベッド付近に手すりが設置されておらず、車椅子使用者のベッドへの移乗が想定されていない	記載なし	-	・推奨の仕様に、車椅子からベッドへ移乗するための手すりを設置する旨を追記する	3	

図表 参考4-7 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (7/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 調：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
V-1	点状・線状ブロック	調：点字ブロックがカーペットで隠れている	記載あり	階段およびエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点字ブロックを敷設しなければならない。(p.100) ・記載内容が不十分 ※基準	・基準等の解説・配慮事項に、設置した点字ブロックが隠れないように注意し、運用する旨を追記する	2
		調：点字ブロックの色がくすみ、床面と見分けがつかづらい	記載なし	-	・推奨の仕様に、点字ブロックの色がくすんでいないかを定期的に点検する旨を追記する	3
V-2	案内板・触知案内図	調：案内案内図の点字開始位置が高く、使いづらい	記載あり	・壁面に設置する高さは、床から140～150cmとする。(p.104) ・記載内容が不十分 ※推奨の仕様【案内設備】	・推奨の仕様に、点字による案内も、最も高い位置で140cm～150cm以下に設置する旨を追記する	2
		調：案内板までの誘導がない	記載あり	・また案内板/触知案内図までの確実な誘導が望まれます。(p.105) ・記載内容が十分 ※基準の解説等・配慮事項【案内板/触知案内図4行目】	・ガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
VI-1	緊急時支援設備等	意：救命胴衣は車椅子使用者にとっては着脱しづらい形状のものがあった	記載なし	-	・基準の仕様に救命胴衣を追加し、車椅子使用者でも着脱しやすいうように配慮した形状とする旨を追記する	3
以下は新たに設ける整備項目（類似する整備項目あり）						
-	一般的な遊歩甲板 ※バリアフリー客席と異なる甲板上に設置	調：出入口に段差がある	-	-	・新たに一般的な遊歩甲板の整備項目を設け、バリアフリー基準に適用が求められている遊歩甲板を参照する旨を追記する ※以下の1つの課題についても同様	4
		調：手すりの動線上にベンチが設置されている	-	-	・バリアフリー基準に適用が求められている遊歩甲板の整備項目内の推奨の仕様に、手すりの動線上に障害物を設置しない旨を追記する	4
-	一般的な階段 ※バリアフリー通路外に設置	調：蹴上げ高さが16cm以上であり、歩みにくい	-	-	・新たに一般的な階段の整備項目を設け、バリアフリー基準に適用が求められている階段を参照する旨を追記する ※以下の4つの課題についても同様	4
		調：踏面の寸法が30cm未満であり、歩みにくい	-	-	同上	4
		調：らせん構造を模しており、踏面幅が変化するため安全面の課題がある	-	-	同上	4
		調：踏面と境目の色が似ており、段差に気づきにくい 調：笠木を手すりの代わりとしており、事実上手すりが無い状況である。大きも通常の手すりとは異なり、掴みづらい	-	-	同上	4
-	一般客席（座席） ※バリアフリーではない	調：室内に手すりが設置されていない	-	-	・新たに一般客席の整備項目を設け、バリアフリー客席の整備項目を参照する旨を追記する ※以下の5つの課題についても同様	4
		調：出入口に段差がある	-	-	同上	4
-	一般客席（椅子席）	調：ベンチシートのひじ掛け部分を無くすことで、車椅子から移乗して利用できる可能性が増える	-	-	同上	4
-	一般客席（寝台）	調：鯉魚寝部分（床）に車椅子から直接移乗できる造りではない	-	-	同上	4
		意：個室内に転回スペースがなく、自由に移動ができない	-	-	同上	4
		意：ファミリールーム等、少しでもバリアフリー化すれば車椅子利用者でも利用できる部屋が何も工夫されておらず、車椅子使用者が利用しづらい	-	-	・新たに設ける一般客席の整備項目内に、すべての寝台の客席でバリアフリー化を進めるべきであり、特に入口扉、車椅子の転回スペース、手すりが確保されるだけで、利用可能な人が広がる旨を追記する	4
-	一般客席の入口扉	調：戸は重量もあり、車椅子使用者は後ろ向きでなければ入室できない	-	-	・新たに一般客席の入口扉の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の2つの課題についても同様 ・戸の整備項目を参照する旨を追記する	4
		調：出入口の幅が80cm未満であり、狭い	-	-	同上	4
		調：扉の取っ手が小さく掴みづらい	-	-	同上	4

図表 参考 4-8 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (8/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 問：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
以下は新たに設ける整備項目 (類似する整備項目なし)						
-	スロープ	問：スロープのカーブに合わせた無理のない走行軌跡が実現できていない	- 記載あり	- 道路の末端付近の広さは、車椅子の転回に支障のないものであること (p.47) - 曲がり角の出角はすみきりまたは、曲面とする (p.47) - 記載内容が不十分 ※基準 (6) ※推奨の仕様【道路の形状】	- 新たに、「スロープ」の整備項目を設け、推奨の仕様に以下の①、②、③を記載する ※以下の2つの課題についても同様 ①前提として、スロープの設置が必要となる段差を設計時に設けない ②スロープの設置が避けられない場合は、通行時に方向転換が必要となるスロープを設置しない ③方向転換が必要となるスロープを設置する場合、方向転換時の転回スペースを確保する旨を記載する。なお、転回スペースは、90度回転を強い場合、JIS規格に適合したハンドル形電動車椅子での方向転換も可能となる1.2m×1.2mの空間を確保する ※出典：経済産業省 ハンドル形電動車いす関係資料	2
		問：スロープからの上り坂部分に隙間がある	- 記載あり	- 車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険としないような構造及び配置を考慮する (p.47) - 記載内容が十分 ※推奨の仕様【床面仕上げ】	- 推奨の仕様に、左に示すガイドラインの記載内容を記載する	2
		問：スロープ部に手すりが設置されていない	- 記載なし	-	- 手すりや脱輪防止の工夫が必要である旨を記載する	3
		意：スロープの勾配が急で通過しづらい	- 記載あり	- スロープ板の勾配は1/12以下とする。(p.47) - 記載内容が十分 ※推奨の仕様【推奨の仕様】	- 左に示すガイドラインの記載内容を基準に格上げする	1
-	緊急通報ボタン	問：緊急通報ボタンは、高い位置に設置されていることが多く、低い位置に設置されていないことがある。緊急通報ボタンは、転倒時に使用することが多いので、高い位置にあると転倒時に手が届かない	-	-	- 転倒時にも利用できるように低めの位置にも設置する旨を記載する	5
		問：緊急通報ボタンにカバーがついており、すぐに押せない構造になっている	- 記載あり	- 通報装置を設置する。(p.98) - 記載内容が不十分 ※推奨の仕様【呼出ボタン】	- 新たに「緊急通報ボタン」の整備項目を設け、推奨の仕様に課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の2つの課題についても同様 - 押しボタン式のみでなく、ループや紐を付けたものを設置する旨を記載する	2
		問：緊急通報ボタンは押しボタン式のみである (船全体)	-	-	同上	5
-	インフォメーションセンター	問：インフォメーションを示すビクト表示がない	-	-	- 新たにインフォメーションセンターの整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う - ビクト表示を設ける旨を記載する	5
-	バリアフリー浴室	問：浴槽手前側に手すりがなく、車椅子使用者は浴槽が使えない構造である	-	-	- 新たにバリアフリー浴室の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の10個の課題についても同様 - 浴槽を円滑に利用できるように、浴槽前にも手すりを設置する旨を記載する - 移乗ボードを配置する等、車椅子から浴槽内に移乗しやすくする工夫を旨を記載する	5
		問：単独利用の場合、シャワーチェアを適宜動かし、カーテンを閉め、バスタブ側にあるシャワーヘッドを手で取れる人が前提であり、それ以外の人は手助けが必要となる構造である	-	-	- 車椅子使用者でも手の届く高さにシャワーや手すりを設置する旨を記載する - 浴室内の動作は基本的に決まっているため、動作を想定した上で手すりを設置する旨を記載する	5
		問：脱衣スペースに手すりが無い	-	-	- 車椅子に座ったまま着替えるのは難しいため、脱衣室内に着替えるための長椅子と手すりをセットで設置する旨を記載する	5
		問：浴槽を使わない人にとって、シャンプー・リンス等の備品に手が届きづらい構造である	-	-	- 浴槽を使わない人や車椅子使用者でも手の届く高さに備品を設置する旨を記載する	5
		問：浴槽内で滑らない工夫がない	-	-	- 浴槽内に滑り止めの工夫 (マットのレンタル等) を設ける旨を記載する	5
		問：浴室内の構造を示す設備がない	-	-	- 浴室内の構造を示す設備を設置する旨を記載する	5
		問：緊急通報ボタンが設置されていない	-	-	- 緊急通報ボタンを設置する旨を記載する - 緊急通報ボタンの項目を参照する旨を記載する	5
		問：バスタブ側に緊急通報ボタンがない	-	-	- 緊急通報ボタンを浴室内の離れた位置に複数箇所設置する旨を記載する	5
		問：浴室が単体で設置されていない	-	-	- 特定の客室内だけでなく、誰もが利用できる場所への設置も必要である旨を記載する	5
		意：旅客フェリーの定員に見合った数のバリアフリー浴室が設置されていない	-	-	- 「大浴場・シャワールーム」の整備項目を新たに作成し、車椅子なしでも利用可能な方や高齢者向けにバリアフリー対応を行う旨を記載する - 「大浴場・シャワールーム」の整備項目内に、バリアフリー対応の例として、段差の解消や手すりの設置、シャワーブースの1つを広めに設計、ロールインシャワーを設置する等が考えられる旨を記載する	5
		意：浴室に入る際に段差があった	-	-	- 段差は設けない旨を記載する - 段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を記載する	5
		意：脱衣室に長椅子が設置されていたが、サイズが小さく、身体を支えるスペースが狭いという点で着脱しづらかった	-	-	- 浴室、脱衣室内全体を通して車椅子使用者の使用を想定したレイアウトとする必要がある旨を記載する - 車椅子から移乗し着脱するための設備 (長椅子) を設ける場合、体を支えるための十分な大きさとする旨を記載する	5

図表 参考 4-9 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (9/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 調：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 調：実態調査で把握した課題 意：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
-	大浴場・シャワー ルーム	調：出入口に段差がある	-	<ul style="list-style-type: none"> ・段差がある場合、極力小さくする (p.72) ・戸のガイド等による段差は 2cm 以下とする (p.72) ・記載内容が不十分 ※「戸」の推奨の仕様【段差解消】 ※「戸」の基準の仕様【段差解消】 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに大浴場、シャワーームの整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の3つの課題についても同様 ・戸の整備項目を参照する旨を記載する ・戸の整備項目内に、段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を追記する 	5
		調：出入口の幅が80cm未満である	-	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は、80cm以上であること (p.72) ・バリアフリー通路2に設ける戸は、120cm以上とする。(二本杖使用者の利用しやすい寸法) (p.72) ・記載内容が十分 ※「戸」の基準 ※「戸」の推奨の仕様【出入口の幅】 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸の整備項目を参照する旨を記載する 	5
		調：脱衣室や浴室、シャワーブース内に手すりがないため、車椅子使用者の入場が難しい	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室内、脱衣室内、シャワーブース内の移動を円滑に行えるように手すりを設置する旨を記載する 	5
		調：浴室内の構造を示す設備がない	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室内の構造を示す設備を設置する旨を記載する 	5
-	喫煙室	調：出入口の幅が80cm未満である	-	<ul style="list-style-type: none"> ・幅は、80cm以上であること (p.72) ・バリアフリー通路2に設ける戸は、120cm以上とする。(二本杖使用者の利用しやすい寸法) (p.72) ・記載内容が十分 ※「戸」の基準 ※「戸」の推奨の仕様【出入口の幅】 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに喫煙室の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の4つの課題についても同様 ・戸の整備項目を参照する旨を記載する 	5
		調：戸は重量もあり、容易に開け閉めはできない	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること (p.72) ・手動の場合は軽い力で開閉できる引き戸とする (p.72) ・記載内容が十分 ※「戸」の基準 ※「戸」の推奨の仕様【構造】 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 	5
		調：出入口に段差がある	-	<ul style="list-style-type: none"> ・段差がある場合、極力小さくする (p.72) ・戸のガイド等による段差は 2cm 以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸の整備項目を参照する旨を記載する 	5
		調：室内の状況が分かりづらい窓である	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・室内の状況が容易に確認できるような構造（透明な窓を車椅子使用者でも確認できる位置に設ける等）とする旨を記載する 	5
		調：室内で車椅子は転回できない	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・室内は車椅子で転回できるスペースを確保し、灰皿スタンド等が障害物とならないように配慮する旨を記載する 	5

図表 参考 4-10 各課題に対するガイドライン改定の方針案 (10/10)

整備項目の 通し番号	整備項目	課題 例：実態調査と意見交換会の両方で把握した課題 例：実態調査で把握した課題 例：意見交換会で把握した課題	課題に関する記載が ガイドラインにあるか	ガイドラインの記載内容	ガイドラインの改定の方針	反映の方向 性の番号
-	授乳室	調：出入口の幅が80cm未満である	-	・幅は、80cm以上であること (p.72) ・バリアフリー通路2に設ける戸は、120cm以上とする。(二本杖使用者の利用しやすい寸法) (p.72) ・記載内容が十分 ※「戸」の基準 ※「戸」の推奨の仕様【出入口の幅】	・新たに授乳室の整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の6つの課題についても同様 ・戸の整備項目を参照する旨を記載する	5
		調：出入口に段差がある	-	・段差がある場合、極力小さくする (p.72) ・戸のガイド等による段差は2cm以下とする (p.72) ・記載内容が不十分 ※「戸」の推奨の仕様【段差解消】 ※「戸」の基準の仕様【段差解消】	・戸の整備項目を参照する旨を記載する ・戸の整備項目内に、段差を設けないとは、2cm程度の段差も無い平らな状態を意味する旨を追記する	5
		調：内開きの防火扉であり、室内空間も狭いため室内動作がしにくい	-	・自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。(p.72) ・手動の場合は軽力で開閉できる引き戸とする。(p.72) ・記載内容が十分 ※「戸」の基準 ※「戸」の推奨の仕様【構造】	・戸の整備項目を参照する旨を記載する	5
		調：おむつ交換台は車椅子使用者の子育てにも対応できる仕様を検討する必要がある(脚が台の下に入る等)	-	-	・おむつ交換台は、車椅子使用者のひざが入るスペースを設ける旨を記載する ・すべての設備が車椅子使用者でも利用できるような構造とする旨を記載する	5
		調：常設の椅子が設置されており、車椅子使用者が車椅子から移乗できない限りは常設されているスペースを利用できない	-	-	・常設の椅子を設置すると、車椅子使用者がそのスペースを使えなくなるため、椅子は壁面からの展開式椅子とすることが望ましい旨を記載する	5
		調：カーテンで仕切ると、照明がないため暗く見づらくなる	-	-	・仕切りを設ける場合にも、仕切り内の空間が暗くならないように配慮する旨を記載する	5
		調：使用中か否かを示す表示がない	-	-	・使用中か否かを示す表示を設置する旨を記載する	5
-	自動販売機コーナー	調：最上部の商品ボタンが160cm程度であり、車椅子使用者の手の届く高さではない	-	-	・新たに自動販売機コーナーの整備項目を設け、課題の発生を避けるための記載を行う ※以下の4つの課題についても同様 ・バリアフリー対応された自販機を設置することが望ましい旨を記載する	5
		調：低い位置に手が届かない人は釣銭取り出し口が不便である	-	-	同上	5
		調：車椅子使用者がお札の投入口に手が届きづらい構造である	-	-	同上	5
		調：電子レンジの下に脚を入れるスペースがなく、車椅子使用者は利用しづらい	-	-	・すべての設備が車椅子使用者でも利用できるような構造とする旨を記載する ・構造の例として、電子レンジの下に車椅子使用者の脚を入れるスペースを設ける旨を記載する	5
		調：電子レンジを使用する際に、乗務員を呼び出す仕組みがない	-	-	・利用に困っている人がいる際に備え、乗務員を呼び出せる工夫を施すことが望ましい旨を記載する	5

2023（令和5）年度
旅客フェリーにおけるバリアフリー設備適正化に関する調査
報告書

2024（令和6）年2月発行

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-14 後楽森ビル10階
電話：03-5844-6291（代表）
FAX：03-5844-6294

本書の無断転載、無断引用を禁じます。